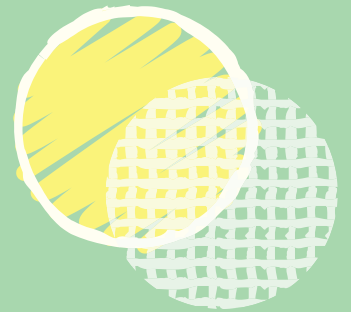
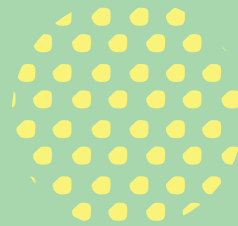
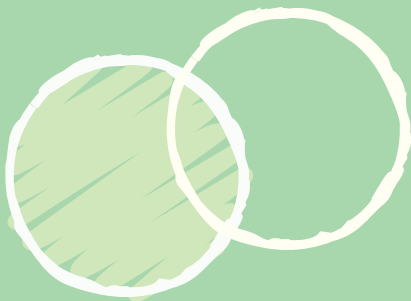
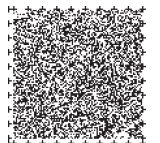


第6期  
**清須市障害福祉計画**  
第2期  
**清須市障害児福祉計画**



令和3年3月

清須市





## はじめに

清須市では、平成30年3月に「清須市障害者基本計画」、「第5期清須市障害福祉計画」及び「第1期清須市障害児福祉計画」を策定しました。「障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現」を基本理念に、障がい者（児）施策の総合的な推進に努めてまいりました。

この間、国においては「第4次障害者基本計画」の策定や、「障害者雇用促進法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、障がい者（児）の社会参加を一層後押しできるよう法律等の整備が行われました。

また、平成30年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正が行われ、障がいのある方が住み慣れた地域で生活できるよう、『自立生活援助』や『就労定着支援』、『居宅訪問型児童発達支援』といったサービスが創設されました。

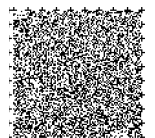
清須市では、「清須市障害者基本計画」の基本理念である『障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現』を継承しつつ、このたび、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「第6期清須市障害福祉計画」・「第2期清須市障害児福祉計画」を策定しました。新たな計画では、それぞれの施策とその方向性や具体的な取組について、各年度の数値目標やサービス見込量を設定し、それら施策を着実に推進してまいります。

今後も、障がいのある方の地域生活を後押しできるよう、各種サービスの提供体制の確保や適正な支給決定に努め、すべての市民の皆様が安心して暮らすことができ、障がいのある人もない人も、ともに地域で暮らしていける共生社会の実現を目指してまいりますので、皆様方のより一層のご支援とご協力をお願いいたします。

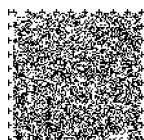
最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「清須市保健福祉計画策定委員会障害者部会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント等にご協力いただきました関係機関・団体や市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和3年3月

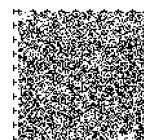
清須市長 永田純夫



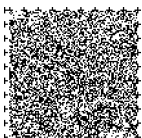
<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
(1) 計画策定の背景.....	3
(2) 計画策定の趣旨.....	4
2 計画の期間.....	5
3 計画の位置付け.....	6
4 計画の策定体制.....	7
(1) 策定委員会の設置.....	7
(2) アンケート調査の実施（基準日：令和2年6月19日）.....	7
(3) 関係団体ヒアリング.....	7
(4) パブリックコメント.....	7
5 計画の対象者と用語の使い方.....	7
<b>第2章 障がいのある人の現状と課題</b> .....	<b>11</b>
1 人口の推移.....	11
2 障害者手帳所持者数.....	12
(1) 障がいのある人全体の状況.....	12
(2) 身体に障がいのある人の状況.....	13
(3) 知的に障がいのある人の状況.....	14
(4) 精神に障がいのある人の状況.....	15
3 障がいのある人へのアンケート調査の分析結果.....	16
(1) 調査実施の概要.....	16
(2) 調査の結果分析.....	18
4 関係団体ヒアリングの結果.....	25
(1) 調査団体名等.....	25
(2) ヒアリング期間.....	25
(3) ヒアリング方法.....	25
(4) ヒアリング結果.....	25
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>31</b>
1 計画の基本理念.....	31
2 基本方針.....	32
(1) 障害者基本計画の基本方針.....	32
(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針.....	32



3	計画の体系.....	34
<b>第4章</b>	<b>第6期清須市障害福祉計画の施策の展開.....</b>	<b>39</b>
1	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	39
2	令和5年度の成果目標.....	40
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	40
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	41
	(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実.....	43
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	44
	(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	46
	(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	47
3	障害福祉サービスの見込量と確保の方策.....	48
	(1) 訪問系サービス.....	48
	(2) 日中活動系サービス.....	51
	(3) 居住系サービス.....	58
	(4) 相談支援サービス.....	60
	(5) 発達障がい者等に対する支援.....	62
4	地域生活支援事業の見込量と確保の方策.....	64
	(1) 必須事業.....	64
	(2) 任意事業.....	72
<b>第5章</b>	<b>第2期清須市障害児福祉計画の施策の展開.....</b>	<b>79</b>
1	障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	79
2	令和5年度の成果目標.....	80
	(1) 障害児支援の提供体制の整備等.....	80
3	障害児支援事業の見込量と確保の方策.....	82
	(1) 障害児通所支援.....	82
	(2) 障害児入所支援.....	86
	(3) 障害児相談支援.....	86
	(4) 子ども・子育て支援事業.....	87
<b>第6章</b>	<b>計画の推進体制.....</b>	<b>91</b>
1	計画の推進にあたって.....	91
	(1) 相談支援の提供体制の確保.....	91
	(2) サービス事業者の参入促進のため情報提供.....	91
	(3) 支給決定における公正・公平性の確保.....	91



(4) サービス利用の支援と権利の保障.....	91
(5) 障がいのある人などに対する虐待の防止に関する考え方.....	92
(6) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援についての考え方 .....	92
(7) 関係機関との連携.....	92
2 計画の推進体制の整備.....	92
(1) 市内における推進体制の充実 .....	92
(2) 地域ネットワークの強化.....	92
(3) 清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）の充実 .....	92
(4) 名古屋・尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の役割 .....	93
3 計画の達成状況の点検・評価.....	94
<b>資料編</b> .....	<b>97</b>
1 計画策定の経緯.....	97
2 清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱・名簿.....	98
(1) 清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱 .....	98
(2) 清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）委員名簿.....	99
3 パブリックコメントの結果.....	100
(1) 実施期間.....	100
(2) 意見一覧.....	100
4 用語解説.....	102



# 第1章

---

## 計画の策定にあたって







# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景

清須市（以下「本市」とする。）は、平成30年度に「第3期清須市障害者基本計画・第5期清須市障害福祉計画・第1期清須市障害児福祉計画」を策定し、基本理念である『障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現』に向け、障害福祉サービスの提供体制の確保等に取り組んでいます。

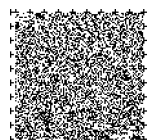
近年の障害福祉の動向として、国は平成30年3月に「第4次障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向け、障がいのある人があらゆる活動に参加できるよう、アクセシビリティの向上、障がいのある人による意思決定の支援等の方向性を掲げました。

また、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に「障害者雇用促進法」、令和2年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正されました。

さらに、障害福祉サービスの分野では、平成30年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を送ることができるよう、『自立生活援助』、『就労定着支援』、『居宅訪問型児童発達支援』などのサービスが新たに創設され、障がいのある人の「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られました。あわせて、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保及び向上を図るための環境整備等が行われました。加えて、平成30年4月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられました。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大による特別支援学校等の臨時休業や、緊急事態宣言の発令などがあり、その中で障害福祉サービス等の安定した提供体制の重要性が再認識されました。

以上のように障害福祉施策が変化する中で、上記計画のうち「第5期清須市障害福祉計画・第1期清須市障害児福祉計画」（以下「前期計画」という。）については、令和3年3月をもって計画期間が満了することから、前期計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、障害福祉事業に係わるニーズの変化等に対応できるよう、新たに「第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画」を策定しました。



■ 障害福祉に関する動向（平成 30 年以降）

時 期	動 向
平成 30 年 3 月	<p><u>第 4 次障害者基本計画策定</u></p> <p>○共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援</p>
平成 30 年 4 月	<p><u>「障害者総合支援法」・「児童福祉法」改正</u></p> <p>○障がいのある人が望む地域生活への支援や障害支援のニーズの多様化への対応（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設）</p> <p>○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</p>
平成 30 年 6 月	<p><u>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行</u></p> <p>○障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、個性と能力の発揮及び社会参加を促進</p>
令和元年 6 月	<p><u>「障害者雇用促進法」改正</u></p> <p>○障害者活躍推進計画の策定義務（「清須市障害者活躍推進計画」策定）</p> <p><u>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行</u></p> <p>○視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍など視覚による表現の認識が困難な方が対象</p> <p>○視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進</p>
令和 2 年 6 月	<p><u>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正</u></p> <p>○共生社会の実現に向け、障がいのある人等を含む全ての人が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備</p>

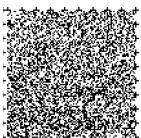
(2) 計画策定の趣旨

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の拡充とその提供体制の確保に関する計画です。

また、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく、障害児相談支援や障害児通所支援の拡充とその提供体制の確保に関する計画です。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は一体のものとして策定することができるため、本市においても、前期計画に引き続き一体のものとして策定します。

また、策定にあたっては、「第3期清須市障害者基本計画」の基本理念である『障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現』との整合性を確保し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、サービス提供体制の基盤整備を図ります。



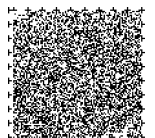
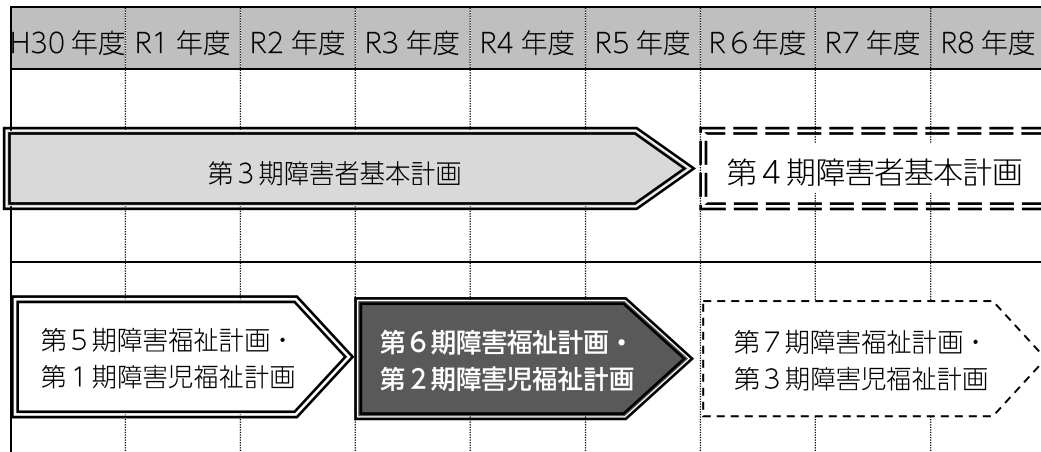
■ 根拠法令・計画の性格

第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画		
名称	障害福祉計画（第6期）	障害児福祉計画（第2期）
根拠法令	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
性格	障害福祉サービス等の提供量と提供体制を確保するための計画	障害児通所支援等の提供量と提供体制を確保するための計画

2 計画の期間

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に従い、令和3年度から令和5年度までの「3か年」を計画期間として策定します。

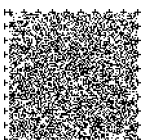
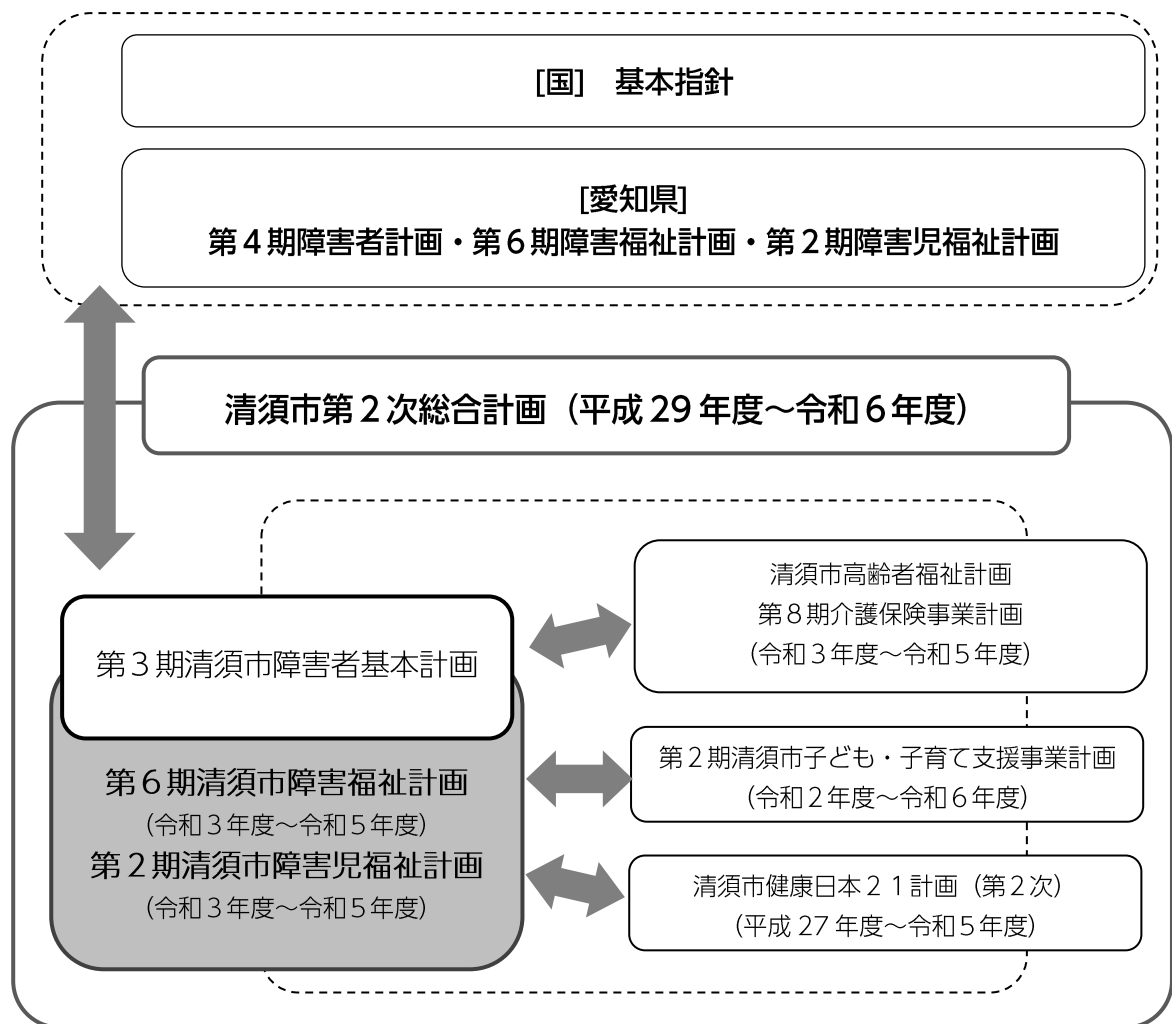
■ 計画期間



### 3 計画の位置付け

第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画は、国が定める「基本指針」、愛知県の「第4期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」などと整合性を図りながら、「清須市第2次総合計画」における福祉施策の個別計画と位置付けるとともに、「障害者基本計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

#### ■ 計画の位置付け



## 4 計画の策定体制

### (1) 策定委員会の設置

サービスを利用する障がいのある人をはじめ、事業者、雇用、教育、医療などの幅広い関係者の意見を反映するため、障がい者団体、支援団体、住民代表、福祉関係者及び学識経験者などの委員で構成する「清須市保健福祉計画策定委員会」に『障害者部会』を設置し、協議しました。

### (2) アンケート調査の実施（基準日：令和2年6月19日）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者  
障害者福祉金受給者（市独自）、障害福祉サービス等利用者 計3,112人

### (3) 関係団体ヒアリング

障がい者団体などを対象に、サービス利用上の課題や地域で生活していく上での課題等に関して、ヒアリングを行いました。

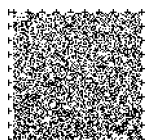
### (4) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、令和3年1月5日から2月4日までパブリックコメントを実施しました。

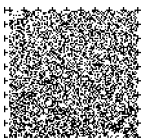
## 5 計画の対象者と用語の使い方

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であり、第3期清須市障害者基本計画と整合性を図る観点から、対象者を第一義的には市内の障がいのある人すべてとします。

用語	定義
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」</li> <li>○知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方</li> <li>○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方（発達障がいのある人を含みます。）</li> <li>○治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上の方</li> </ul>
障がい児	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉法第4条第2項に規定する「障害児」</li> <li>○身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がいのある児童を含みます。）</li> </ul>



なお、この計画では、特に障がい種別、年齢別の表現が必要な場合や法律上の区分の必要性がある場合などを除き、総称として“障がい者”を「障がいのある人」、  
“障がい児”を「障がいのある児童」という表現で統一しています。



# 第2章

---

## 障がいのある人の現状と課題





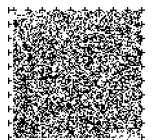
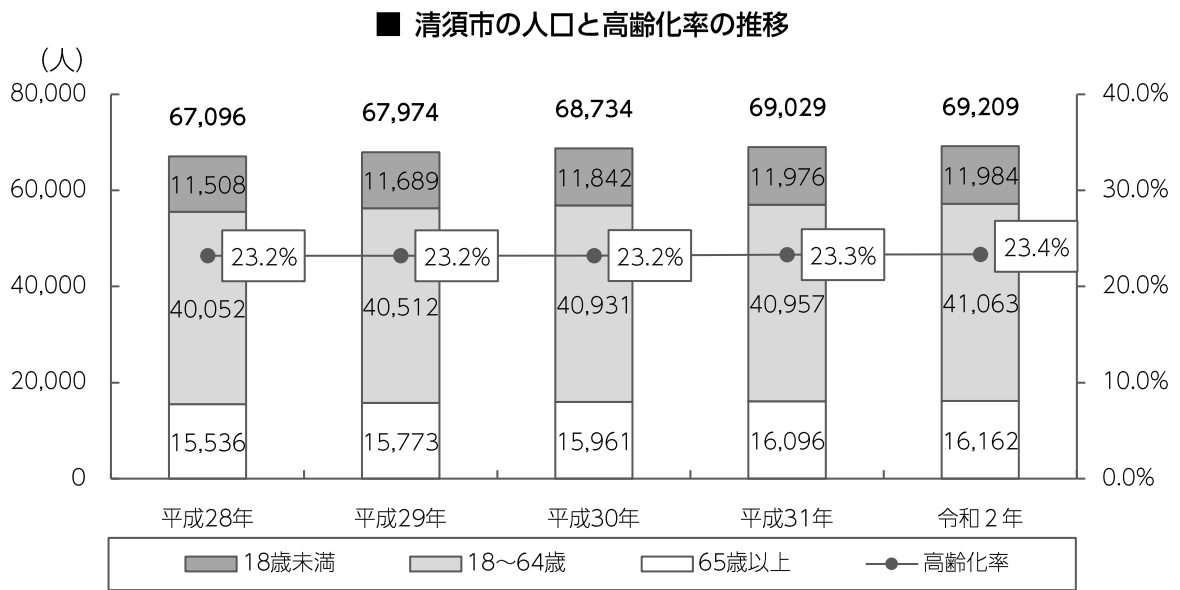


## 第2章 障がいのある人の現状と課題

### 1 人口の推移

清須市の人口は年々増加しており、令和2年には69,209人となっています。

すべての年齢階級で人口が増加しており、高齢化率は平成28年の23.2%から、令和2年には23.4%と0.2ポイントの上昇がみられます。

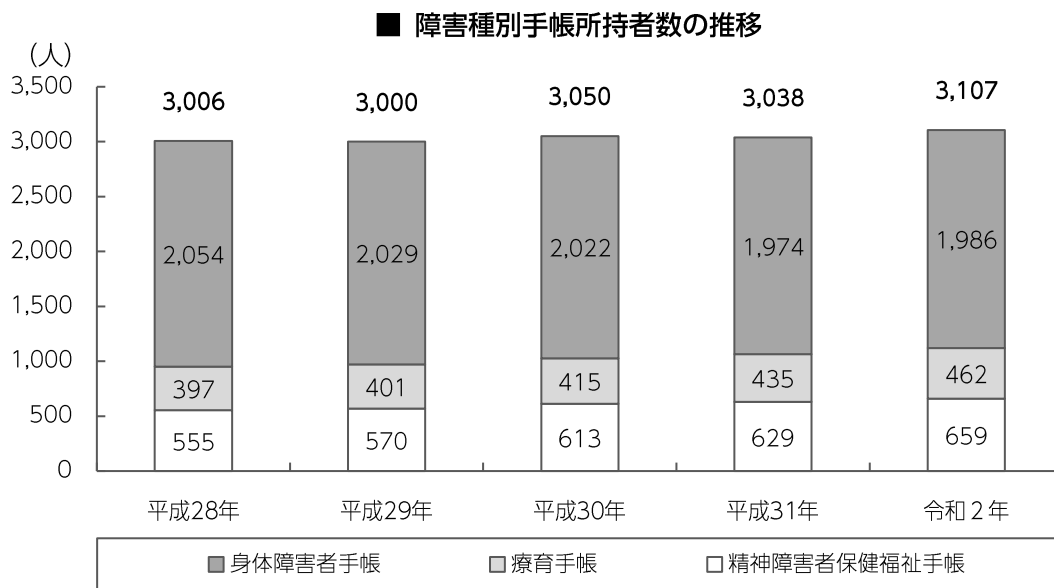


## 2 障害者手帳所持者数

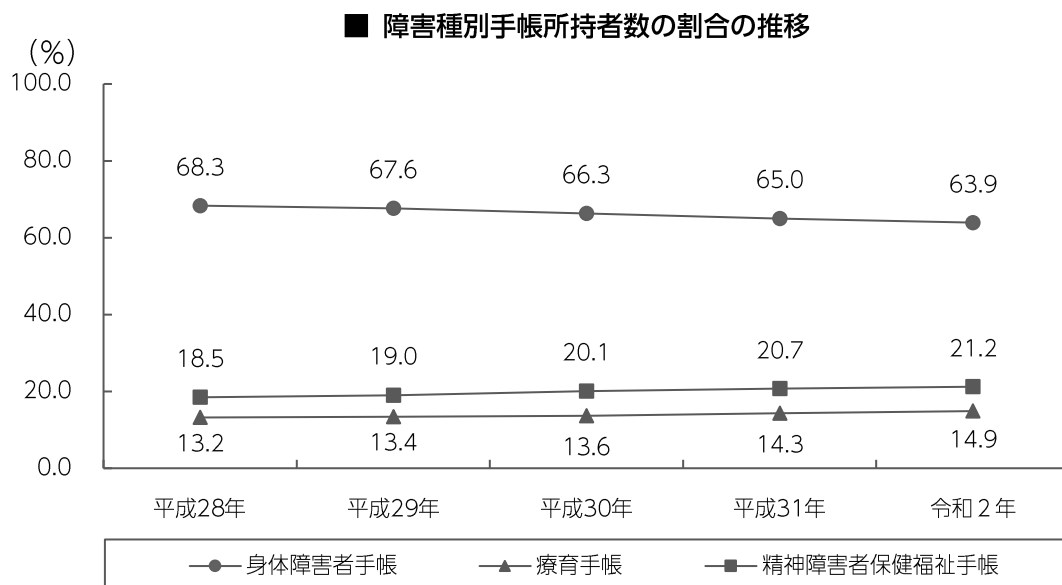
### (1) 障がいのある人全体の状況

障がいのある人全体の推移をみると、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は微増傾向にありますが、身体障害者手帳所持者は微減傾向にあります。全体的にみると、平成28年の3,006人から令和2年の3,107人へと101人の増加となっています。

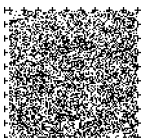
令和2年4月1日時点の人口69,209人に対し約4.5%の人が、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持（重複含む）しているという状況となっています。



資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）



資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

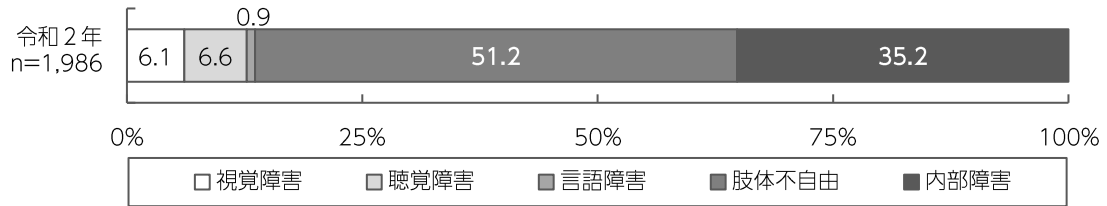


## (2) 身体に障がいのある人の状況

障害部位を割合で見ると、「肢体不自由」が51.2%、次いで「内部障害」が35.2%となっています。

障害部位の推移をみると、「肢体不自由」は減少傾向がみられ、「内部障害」が緩やかな増加傾向にあり、それ以外はほぼ横ばいの推移となっています。

### ■ 身体障害者手帳所持者数の障害部位別の割合



資料：総合福祉保健システム（令和2年4月1日時点）

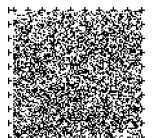
### ■ 身体障害者手帳所持者数の障害部位別の推移

単位：人

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障害	129 (3)	121 (3)	125 (2)	117 (3)	121 (3)
聴覚障害	133 (5)	129 (4)	134 (5)	133 (5)	132 (3)
言語障害	19 (0)	19 (0)	19 (0)	16 (0)	17 (0)
肢体不自由	1,114 (28)	1,099 (26)	1,087 (28)	1,044 (27)	1,017 (22)
内部障害	659 (6)	661 (6)	657 (6)	664 (10)	699 (39)
合計	2,054 (42)	2,029 (39)	2,022 (41)	1,974 (45)	1,986 (39)

※（ ）内の数値は、各手帳所持者数のうち18歳未満の手帳所持者数を示しています。

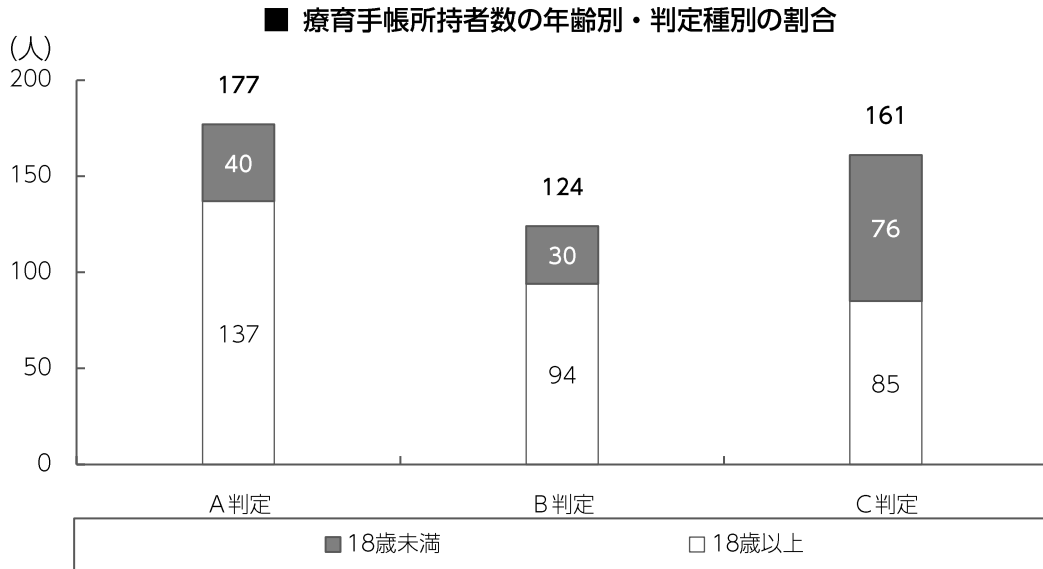
資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）



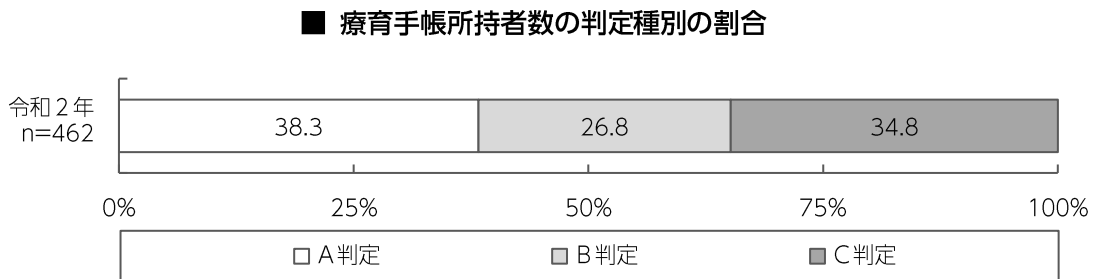
### (3) 知的に障がいのある人の状況

判定種別を割合で見ると、「A判定」が38.3%、次いで「C判定」が34.8%となっています。

判定種別の推移では、全体的に増加傾向にあります。



資料：総合福祉保健システム（令和2年4月1日時点）



資料：総合福祉保健システム（令和2年4月1日時点）

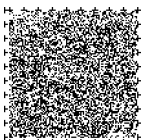
#### 療育手帳所持者数の判定種別の推移

単位：人

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
A判定	168 (45)	170 (44)	181 (53)	184 (50)	177 (40)
B判定	103 (26)	107 (25)	103 (19)	111 (22)	124 (30)
C判定	126 (53)	124 (55)	131 (60)	140 (62)	161 (76)
合計	397 (124)	401 (124)	415 (132)	435 (134)	462 (146)

※（ ）内の数値は、各手帳所持者数のうち18歳未満の手帳所持者数を示しています。

資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

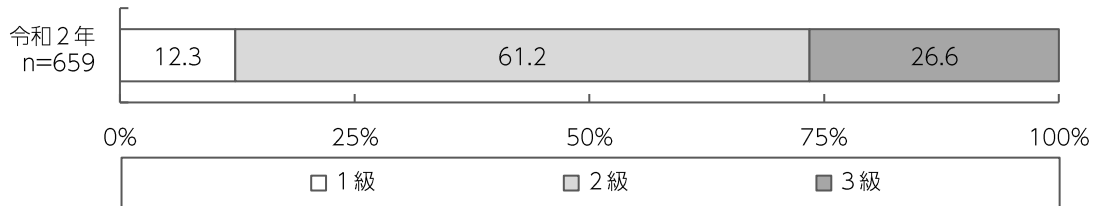


#### (4) 精神に障がいのある人の状況

等級別を割合で見ると、「2級」が61.2%、次いで「3級」が26.6%となっています。全体的に増加傾向となっており、「1級」は平成28年の48人から令和2年の81人と約1.7倍になっています。

自立支援医療受給者数は増加しており、平成28年の816人から令和2年の1,229人と約1.5倍となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の割合



資料：総合福祉保健システム（令和2年4月1日時点）

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移

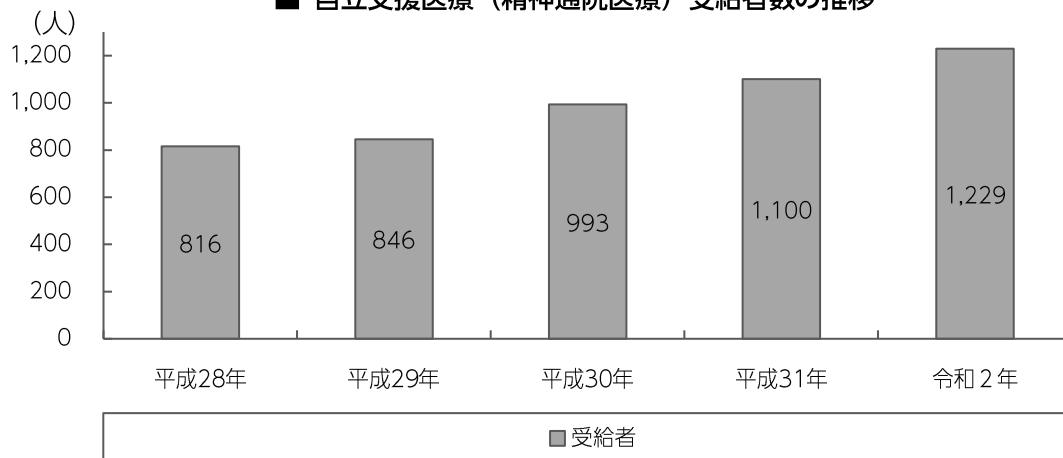
単位：人

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	48 (0)	67 (0)	71 (0)	84 (0)	81 (0)
2級	343 (10)	351 (12)	384 (9)	386 (6)	403 (9)
3級	164 (4)	152 (3)	158 (12)	159 (12)	175 (13)
合計	555 (14)	570 (15)	613 (21)	629 (18)	659 (22)

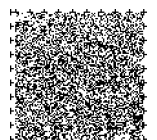
※（ ）内の数値は、各手帳所持者数のうち18歳未満の手帳所持者数を示しています。

資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）



### 3 障がいのある人へのアンケート調査の分析結果

#### (1) 調査実施の概要

##### ■ 調査の目的

清須市では、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を策定するにあたって、障がいのある人を対象に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するためのアンケートを実施しました。

##### ■ 調査の種類と実施方法

調査の種類と実施方法は以下のとおりです。

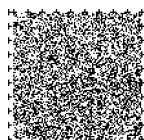
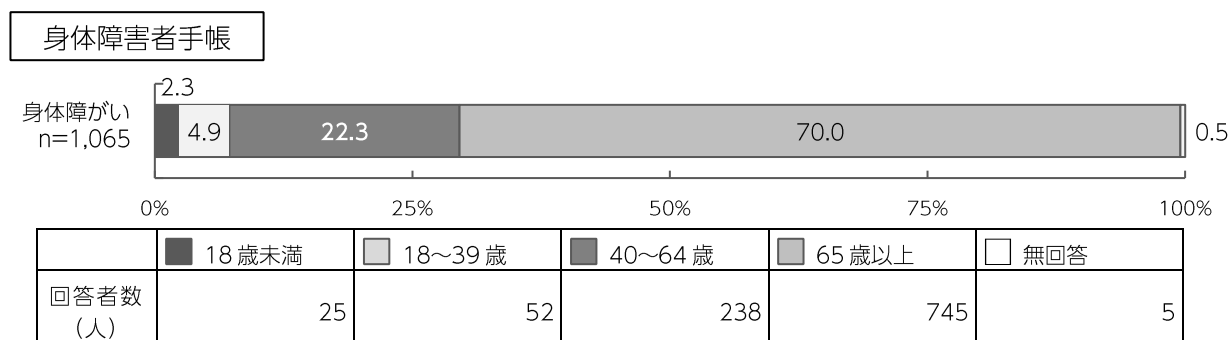
調査票「福祉に関するアンケート」	
調査対象者	本市に居住する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害者福祉金受給者、障害福祉サービス利用者
調査票配布数	3,112人
調査期間	令和2年7月14日～令和2年7月28日
調査方法	郵送による配布・回収

##### ■ 調査票の配布と回収状況

調査による配布・回収状況は以下のとおりです。

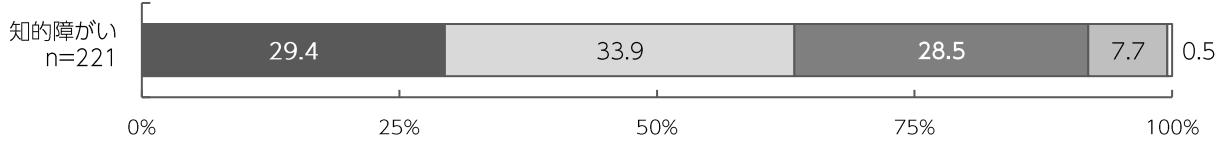
	配布数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
福祉に関するアンケート	3,112	1,534	49.3

##### ■ 回答者の障害者手帳別・年齢別の内訳



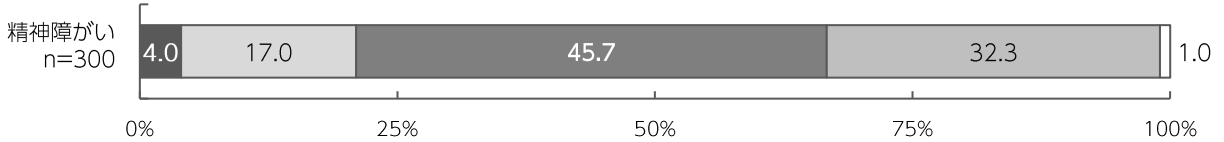


療育手帳

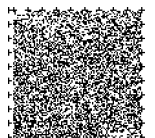


	18歳未満	18~39歳	40~64歳	65歳以上	無回答
回答者数 (人)	65	75	63	17	1

精神障害者保健福祉手帳



	18歳未満	18~39歳	40~64歳	65歳以上	無回答
回答者数 (人)	12	51	137	97	3

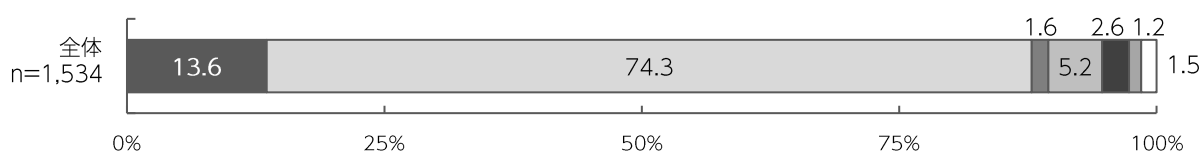


## (2) 調査の結果分析

### 結果1 住まいや暮らしについて

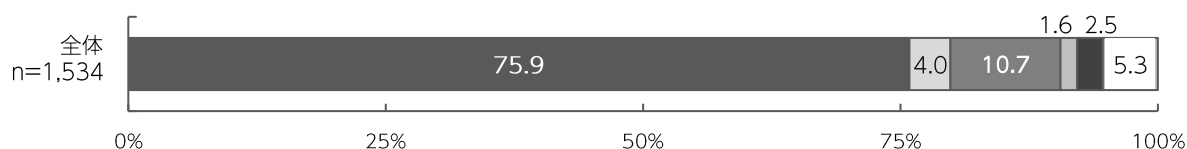
- 現在は「家族と暮らしている」(74.3%) 方の割合が最も高く、次いで「一人で暮らしている」(13.6%)、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」(5.2%) となっています。
- 将来住みたい、暮らしたいと思う生活の場としては、「自宅」(75.9%) の割合が最も高く、次いで「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)」(10.7%)、「グループホーム」(4.0%) となっています。

#### ■ 現在の暮らし



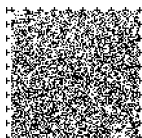
	一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	病院に入院している	その他	無回答
回答者数(人)	208	1,140	25	80	40	18	23

#### ■ 将来住みたい、暮らしたい生活の場



	自宅	グループホーム	福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)	病院	その他	無回答
回答者数(人)	1,164	61	164	25	38	82

▶以上のことから、安心して暮らせる環境の充実に向けて、在宅生活を継続していくための支援体制の整備や、福祉施設、グループホームの整備を推進する必要があります。



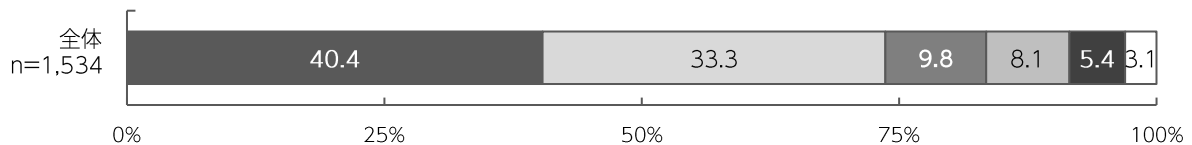


## 結果2 外出状況について

○外出頻度をみると、「1週間に5～7日外出する」(40.4%)の割合が最も高く、次いで「1週間に2～4日外出する」(33.3%)、「1週間に1日外出する」(9.8%)となっています。一方、「まったく外出しない」の割合は5.4%となっています。

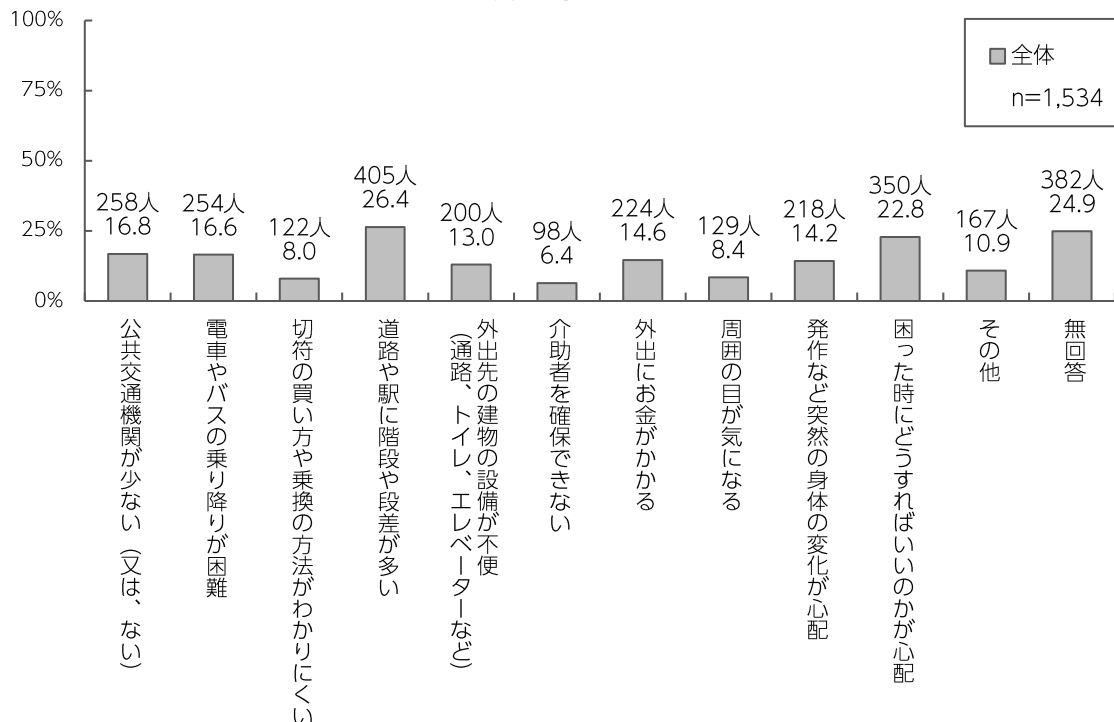
○外出する時に困ることとしては、「道路や駅に階段や段差が多い」(26.4%)の割合が最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのかが心配」(22.8%)、「公共交通機関が少ない(又は、ない)」(16.8%)となっています。

■ 外出頻度

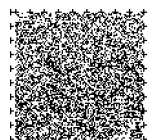


	1週間に5～7日外出する	1週間に2～4日外出する	1週間に1日外出する	めったに外出しない(月1日程度)	まったく外出しない	無回答
回答者数(人)	619	511	150	124	83	47

■ 外出時に困ること



▶以上のことから、移動・外出しやすい環境づくりに向けて、同行援護・移動支援事業のサービス提供体制の充実に加えて、ユニバーサルデザインを基本とした施設・整備の推進を強化していく必要があります。

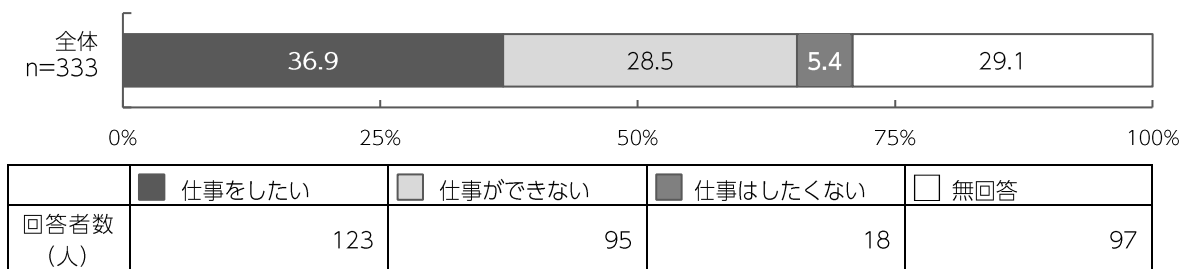


### 結果3 就労について

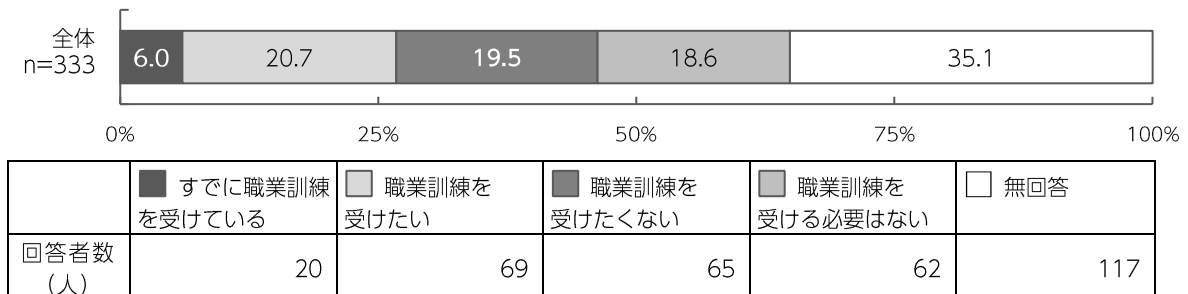
○今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについて、「仕事をしたい」(36.9%)の割合が最も高く、次いで「仕事ができない」(28.5%)、「仕事はしたくない」(5.4%)となっています。

○収入を得る仕事に就くために職業訓練などを受けたいと思うかについて、「職業訓練を受けたい」(20.7%)の割合が最も高く、次いで「職業訓練を受けたくない」(19.5%)、「職業訓練を受ける必要はない」(18.6%)となっています。

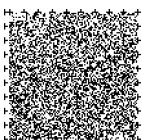
■ 就労に対する意向  
【現在就労していない64歳以下の方のみ回答】



■ 職業訓練の利用意向

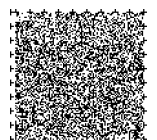
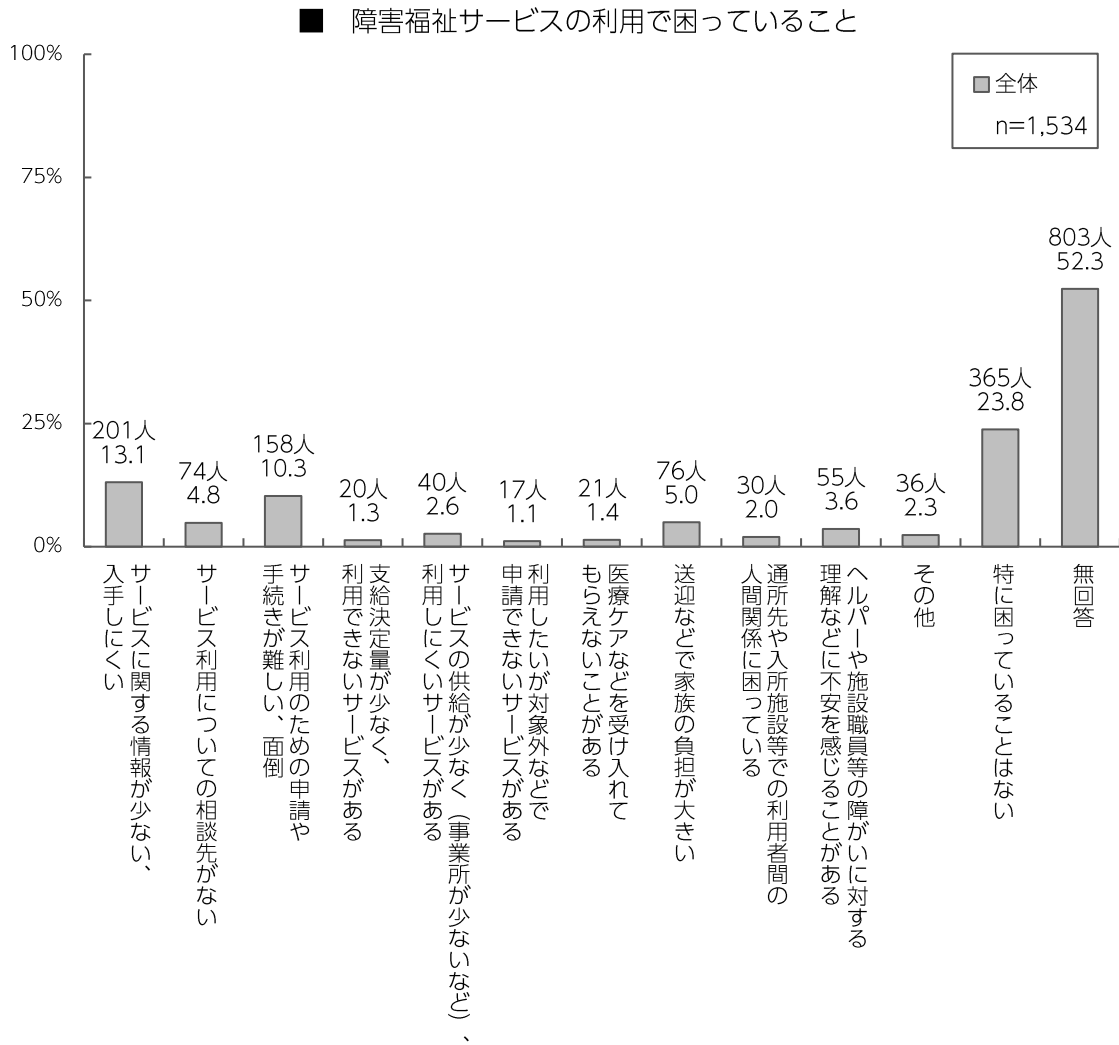


▶以上のことから、障がい特性や個々の特性に合った仕事に就くための支援や、就労訓練の充実が必要となっています。また、就労意向のある人を就労につなげ、障がい者の就労率向上を図るために、一般就労への移行促進や障害者雇用の促進、加えて職場での支援体制の充実も求められています。



## 結果4 障害福祉サービスの利用状況について

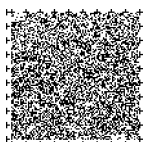
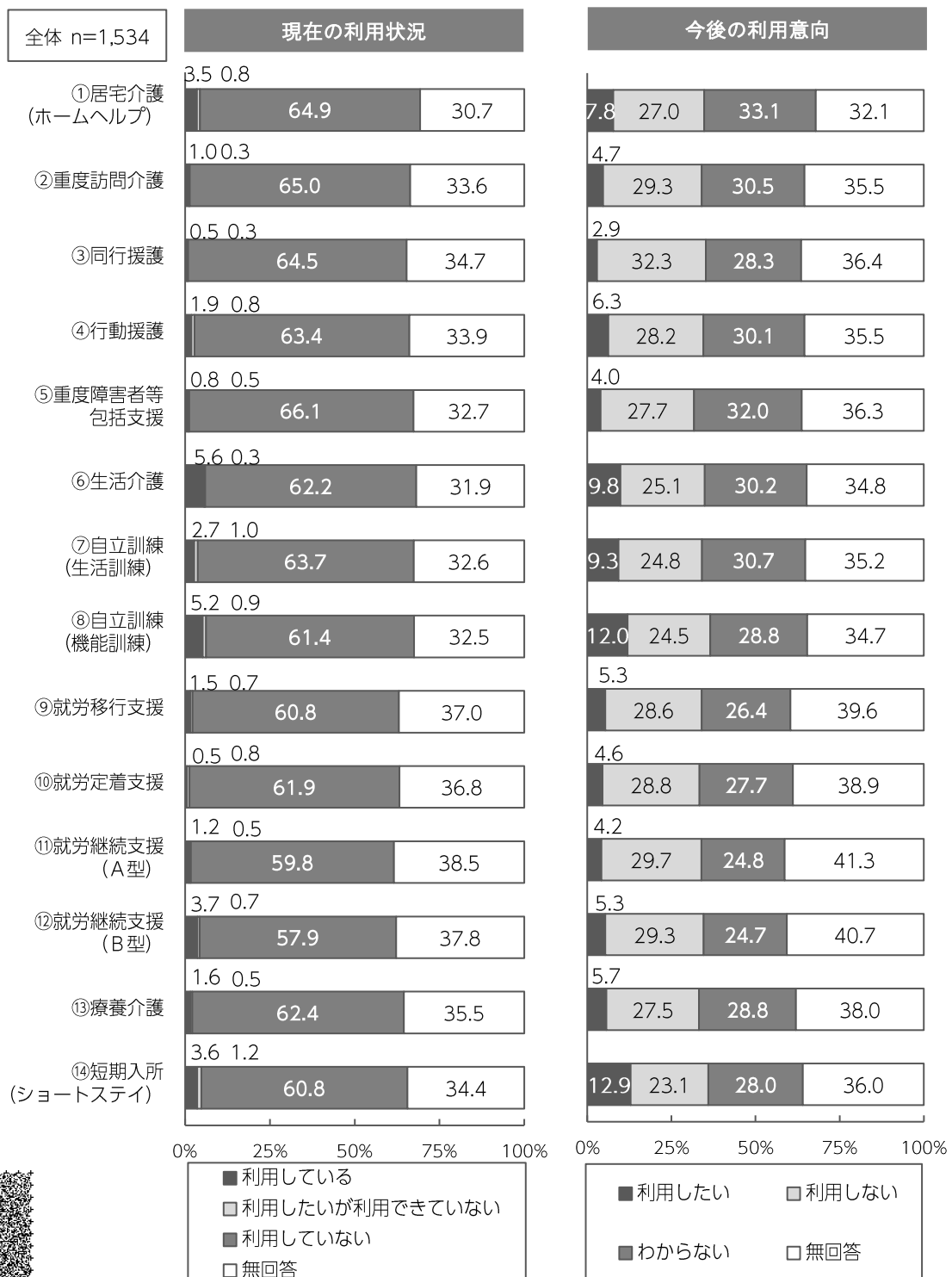
○現在障害福祉サービスを利用している方がサービスの利用で困っていることとしては、「特に困っていることはない」を除くと、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」(13.1%)の割合が最も高く、次いで「サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒」(10.3%)、「送迎などで家族の負担が大きい」(5.0%)となっています。

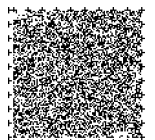
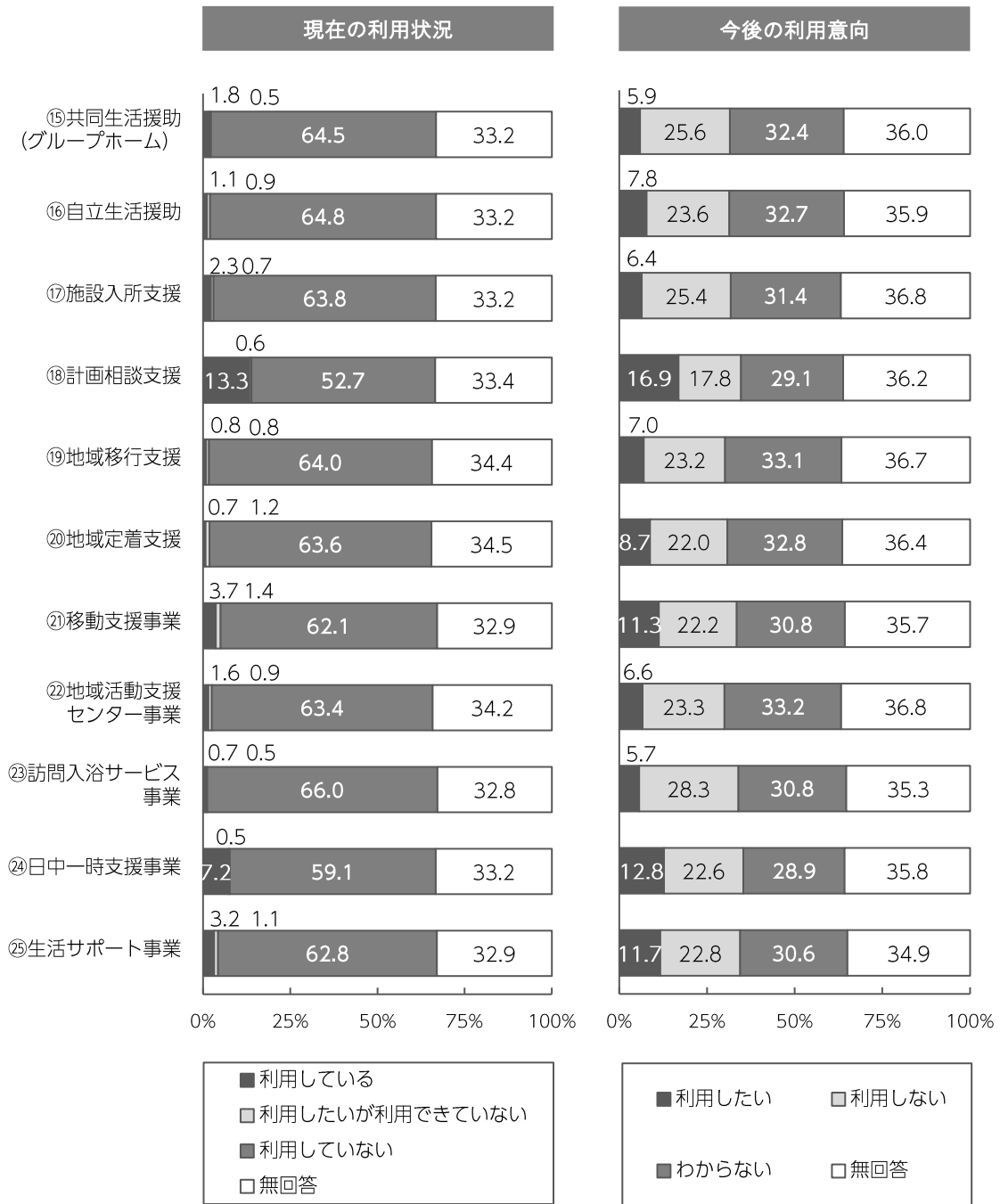


○現在利用している障害福祉サービスは、「⑩計画相談支援」(13.3%)、「⑭日中一時支援事業」(7.2%)、「⑥生活介護」(5.6%)、「⑧自立訓練(機能訓練)」(5.2%)の割合が高くなっています。

○今後利用したいサービスをみると、「⑩計画相談支援」、「⑭短期入所(ショートステイ)」、「⑭日中一時支援事業」、「⑧自立訓練(機能訓練)」、「⑮生活サポート事業」、「⑰移動支援事業」の割合が1割を超えています。また、いずれのサービスも、利用意向が現在の利用状況の割合を上回っています。

■ 障害福祉サービスの利用状況と利用意向

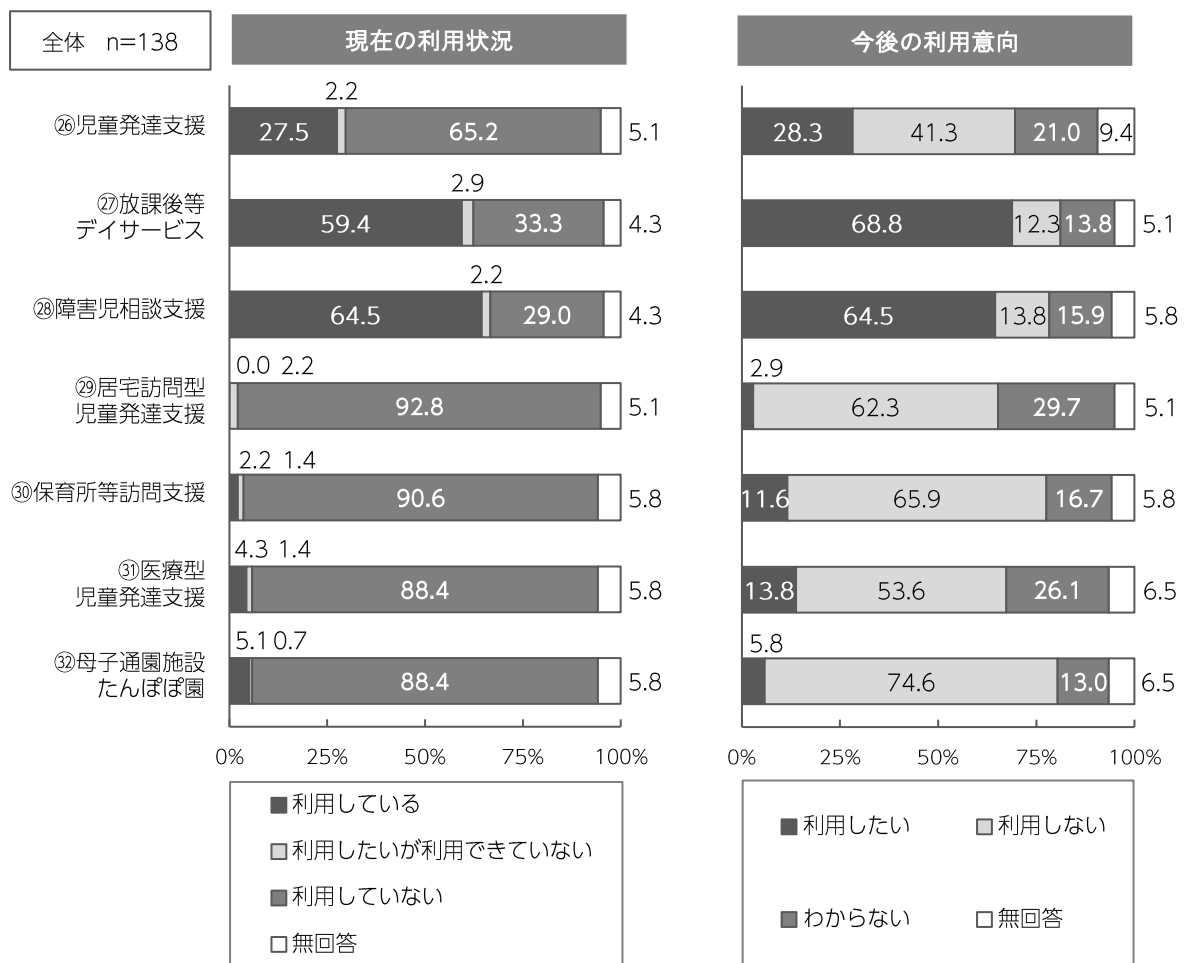




○児童（17歳以下）が利用している障害福祉サービスは、「㉔障害児相談支援」（64.5%）が最も高く、次いで「㉗放課後等デイサービス」（59.4%）、「㉖児童発達支援」（27.5%）となっています。

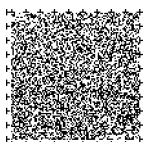
○今後利用したいサービスをみると、「㉗放課後等デイサービス」（68.8%）、「㉔障害児相談支援」（64.5%）、「㉖児童発達支援」（28.3%）の割合が高くなっています。また、「㉔障害児相談支援」を除くいずれのサービスも利用意向が現在の利用状況の割合を上回っています。

問 31（17歳以下） 障害福祉サービスの利用状況と利用意向



▶以上のことから、利用希望はあるものの実際の利用につなげていない人が一定数います。その要因としては、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」「サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒」などが考えられます。障害福祉サービスの利用に関する周知を促すとともに、提供体制の整備等が必要となります。また、現在、短期入所（ショートステイ）は圏域に1か所しかない状況であり、利用希望が高い点からも併設した施設の整備や誘致を検討していく必要があります。

▶児童の障害福祉サービスでは、特に「㉚保育所等訪問支援」や「㉛医療型児童発達支援」の利用状況に対して利用意向が高くなっているため、サービス拡充など提供体制の見直しや施設の整備などを検討していく必要があります。



## 4 関係団体ヒアリングの結果

### (1) 調査団体名等

- ・清須市心身障害者福祉協会
- ・清須市手をつなぐ親の会
- ・清須市精神障害者家族の代表者
- ・ネットワーク花ばたけ
- ・西春日井聴覚障害者協会

### (2) ヒアリング期間

令和2年8月20日から9月4日

### (3) ヒアリング方法

書面によるヒアリング調査

### (4) ヒアリング結果

#### ① 各団体の活動状況について

##### ■ 職務・活動を行う上での現状や課題

##### ○会員について

- ・会員の高齢化に伴い、退会者が増えている
- ・若い会員が増えない
- ・個人情報のできる壁で積極的な勧誘活動ができない

○高齢化に伴い子どもの世話をすることが難しくなっている

○活動を始めたことにより、小さい子から成人期以降の方々と切れ目のないつながりができた

○手話講師の高齢化により人手不足が起きている

##### ■ 今後、力を入れていきたい活動や取組

○親から早く自立させるために、グループホームをつくりたい

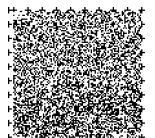
→そのための勉強会を開催したい

○障がいのある人のスポーツクラブを立ち上げたい

○手帳所持者数に比べると会員数が少ないので、新規会員の獲得

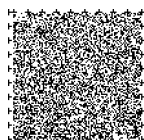
○月1回の定例会に力を入れ、障がいのある人々の防災についても勉強していきたい

○一人暮らしの聴覚に障がいのある高齢者等の自立支援や相談支援体制の構築



## ② 障がいのある人（者・児）に関する施策や事業等について

- 障がいのある人が長く地域で生活するために必要な支援
  - 地域生活支援拠点の整備
  - 障がいのある人が「ふらっ」と立ち寄れる場所があれば良い
  - グループホームの整備
    - どんなグループホームがあるかを教えて欲しい
  - 災害時に安心して行動するための環境づくりをして欲しい
  - 市地域防災計画へ障がいのある人の対応について、具体的に記載して欲しい
  - その人にあわせた意思疎通支援の拡充
- 障がいのある人が就労や職場復帰をする上で必要なことや課題
  - 市内に就労に関する包括的な相談場所が欲しい
  - 企業側の障がい（こだわり、体調の急変等）に対する理解
  - 障がいのある人の特性をいかに見出せるか
  - 引きこもりの方が社会復帰できるように、実態調査から始めて欲しい
- 医療機関との連携をする上で必要なことや課題
  - 病院のケースワーカー等と連携し、学校の先生等と病院が連絡を取りやすいようなネットワークを整備して欲しい
  - 地元でかかりつけ医を見つけるのが困難なため、地元の開業医の方々に障がいへの理解を深めて欲しい
  - 入院時にコミュニケーションが上手く取れない
    - 手話通訳者の迅速な派遣体制の確立やコミュニケーション支援アプリを導入して欲しい
- 障がいのある人から望む声が多いサービス
  - 緊急時の短期入所（ショートステイ）
    - 家族のレスパイトだけでなく、本人の自立のためにも重要なサービス
  - 移動支援、行動援護を充実させて欲しい
    - 学校の送迎や職場への通勤にも移動支援を使いたい
    - 男性ヘルパーが不足しており、利用を断られることがある
  - 障がいのある人同士で集まって気軽に話せるような場があると良い
- 障がいのある児童に対する支援として必要なこと
  - 児童発達支援センターの設置
  - 保育園での統合保育実現のための「加配保育制度」の実現
  - 放課後児童クラブや放課後こども教室での積極的な受け入れ
  - 母子通園施設への作業療法士の定期訪問
  - 聴覚に障がいのある児童を対象とした通所支援事業



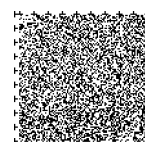


- 事業者がより質の高いサービスを提供していくために必要なことや課題
  - 事業者、当事者、支援者の情報交換の場を設けて欲しい
  - 事業者、保育所等、病院、家庭の連携強化
  - グループホームの数が増えているが、質向上や虐待防止の観点から、行政等が仲立ちして運営会議等を開催してはどうか
- 障がいのある人のニーズに応じたサービス提供体制を構築する上で必要なこと
  - 相談支援の充実
    - 3 障害を1人の相談支援員が受け持つのは大変なのでは
  - 市独自のサポートブックの見直し
    - 子どもの様子を経年的に記載できるように見直し、手帳取得者に配布して欲しい
- 本市の障害福祉施策で不足していること、伸ばしていくべきこと
  - 障がいのある人が積極的に社会参加できるような取組
  - 発達障がいがある人への早期対応
  - 市民への理解促進・啓発活動
    - 障害特性などの啓発記事を市広報に載せて欲しい
  - 市公共施設（市立学校含む）のバリアフリー化を進めて欲しい
    - 車いすの方に配慮したスロープの設置等
  - 乳幼児から高齢者まで切れ目なく支援できるワンストップ窓口を設置して欲しい
  - 手話言語条例の制定

### ③ その他の意見

---

- 「8050問題」から家庭内暴力等に発展するケースがあるので、そのような家庭への重点的な見守りが必要
- 当事者や福祉関係者以外の市民が「障害福祉」について、気軽に意見を言い合えるような場が必要
- 本人や親の高齢化に伴い、成年後見制度を円滑に利用できるようにして欲しい。
  - 成年後見センターの早期設置





# 第3章

---

## 計画の基本的な考え方





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

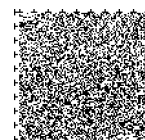
障がい者施策の基本となる事項を定める障害者基本法では、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指すとされています。共生社会を実現するために、障がいのある人が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、意思疎通及び情報の取得・利用手段を選択する機会の拡大が図られることが規定されています。

本市では、障害者基本法の理念を踏まえ、障がいのある人もない人も地域でともに学び、生活し、そして支えあう共生社会の実現を推進するため、「障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現」を障害者基本計画の基本理念としています。

この基本理念に基づいて、障害者基本計画では3つの基本方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画においても、この基本理念に基づき障害福祉サービス等を展開します。

障がいのある人もない人も、  
ともに育み支えあう地域社会の実現



## 2 基本方針

### (1) 障害者基本計画の基本方針

基本理念の実現のために、「地域での理解」「地域での共生」「地域での安心」の大きく3つの基本方針を定め、基本方針ごとの施策を展開していきます。

#### 基本方針

##### 1 地域での理解

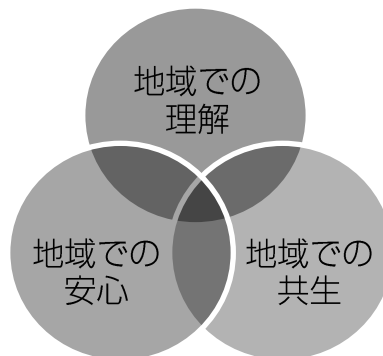
各種啓発・差別解消・権利擁護・情報提供・相談支援

##### 2 地域での共生

療育・保育・教育、就労支援、生涯学習、地域共生

##### 3 地域での安心

生活支援、保健・医療、生活環境、防災・防犯

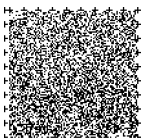


### (2) 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針

第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画は、清須市障害者基本計画と整合性を図りつつ、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法及び児童福祉法の理念に基づき計画の推進を図ります。

#### ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障害福祉サービスなどの提供体制の整備を進めます。



## ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人並びに難病患者などとし、サービスの充実を図ります。

発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、精神障がいに含まれるものとして、法に基づく給付の対象になっていることや、難病患者などについても引き続き法に基づく給付の対象になっている旨の周知を図ります。

## ③ 施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題への対応や、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

## ④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などの取組、人工呼吸器を装着している障がいのある児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育などの支援を円滑に受けられる体制づくりを目指していきます。

## ⑤ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

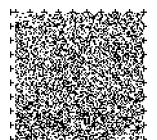
障がいのある児童のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援など関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図っていきます。

## ⑥ 障害福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組めます。

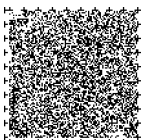
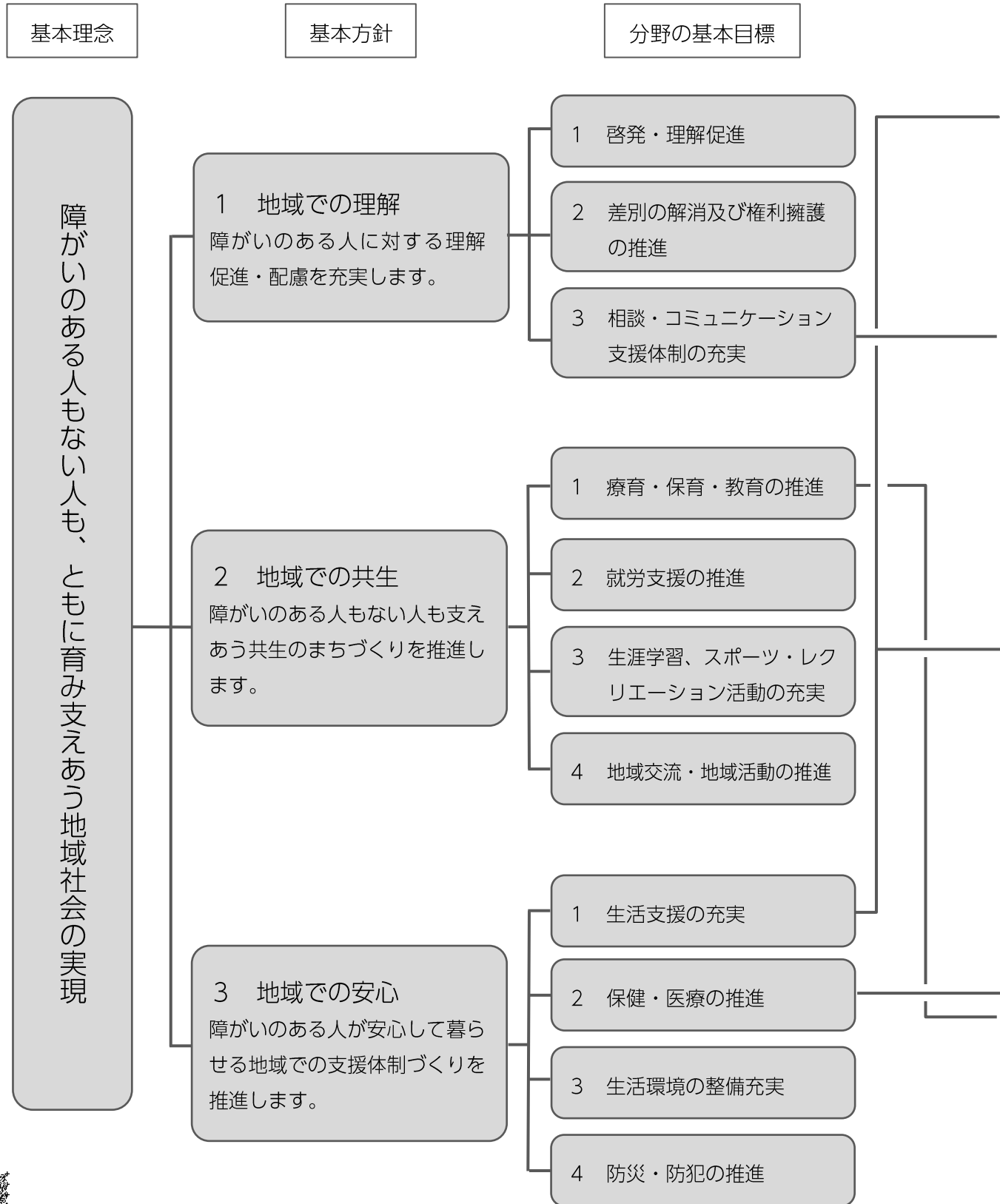
## ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、文化芸術の鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。



### 3 計画の体系

#### ■ 障害者基本計画の施策体系及び障害福祉サービスの体系





**障害者総合支援法**

**障害福祉サービス**

介護給付

居宅介護、行動援護、短期入所、重度訪問介護、療養介護、重度障害者等包括支援、同行援護、生活介護、施設入所支援 等

障がいの程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行います。

訓練等給付

自立訓練、就労継続支援、就労移行支援、共同生活援助（グループホーム）、就労定着支援、自立生活援助 等

身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

障害福祉サービス等の利用や地域移行・地域定着に関する相談支援を行います。

自立支援医療

育成医療（18歳未満）、更生医療（18歳以上）、精神通院医療

医療機関を受診する際の費用負担を軽減します。

補装具

車いす、補聴器、義足 等

身体機能を補うことや身体機能の代わりとなる装具を製作・修理・貸与します。

**地域生活支援事業**

必須事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、日常生活用具給付等事業 等

自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

任意事業

日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業等

地域の実情に応じて様々な事業を行います。

**児童福祉法**

障害児通所支援

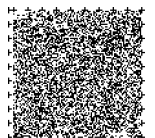
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 等

日常生活動作や集団適応のための訓練等により、自立を促進する支援を行います。

相談支援

障害児相談支援

障害児通所支援の利用に関する相談支援を行います。





# 第4章

---

## 第6期清須市障害福祉計画 の施策の展開





## 第4章 第6期清須市障害福祉計画の施策の展開

### 1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

サービスの提供体制の確保については、見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援体制の整備などが求められており、次の方針のもと計画を進めていきます。

#### ① 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図ります。

#### ② 障がいのある人が希望する日中活動系サービスの保障

希望する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター）の充実を図ります。

#### ③ グループホームなどの充実及び地域生活支援体制の充実

地域の居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行及び地域定着支援などの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また、各関係機関の連携のもと、地域生活支援機能を担う体制の整備を図ります。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行などの推進

就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

#### ⑤ 相談支援体制の充実

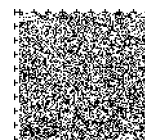
障がいのある人への相談支援体制の充実を図ります。相談支援事業者などは、障がいのある人などが抱える課題を把握し、適切なサービスと関係機関との連携により対応の充実を図ります。

#### ⑥ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

#### ⑦ 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策について、地域において様々な関係機関が密接に連携して当事者及びその家族に対する支援を行います。



## 2 令和5年度の成果目標

令和5年度の成果目標については、国の基本指針及び前期計画の進捗状況を踏まえて設定しました。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

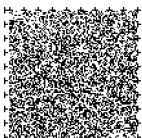
#### ■ 前期計画の進捗状況

【前期目標】 令和2年度末の施設入所者数：31人、地域移行者数：3人				
項目	目標値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設入所者数	31人	36人	38人	35人
地域移行者数	3人	0人	0人	0人
(各年度末時点)				
＜＜成果目標＞＞				
国の基本指針				
項目	現行	改正内容		
福祉施設から地域生活への移行	平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行		
施設入所者数の削減	令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減	令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減		



#### ■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値

項目		数値
令和元年度末時点の入所者数 (A)		35人
令和5年度末の入所者数見込		34人
福祉施設から地域生活への移行	【目標値】 福祉施設から地域生活への移行者数 (B)	3人
	移行率 (B/A)	8.57%
施設入所者数の削減	【目標値】 施設入所者の削減数 (C)	1人
	削減率 (C/A)	2.86%

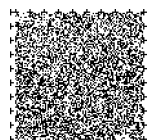


(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 前期計画の進捗状況

【前期目標】 令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を圏域で設置						
項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	有・無	無	無	無	未整備 (協議中)	
【前期目標】 本市の現状及び地域移行に伴う基盤整備量						
項目	【参考】 1年以上の入院患者数※1			【目標値】 地域移行に伴う基盤整備量		
	65歳未満	65歳以上	計	65歳未満	65歳以上	計
精神病床における長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量	27人	18人	45人	7人	5人	12人
【前期目標】 地域移行支援及び地域定着支援の支給決定者数						
項目	年齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
地域移行支援	65歳以上	0人	0人	0人		
	65歳未満	0人	2人	2人		
地域定着支援	65歳以上	0人	0人	0人		
	65歳未満	0人	0人	2人		
＜成果目標＞						
国の基本指針						
項目	現行	改正内容				
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和2年度末までに各圏域及び各市町村に設置	精神障がい者の地域移行支援の利用者数の見込みを設定 精神障がい者の地域定着支援の利用者数の見込みを設定 精神障がい者の共同生活援助の利用者数の見込みを設定 精神障がい者の自立生活援助の利用者数の見込みを設定				
精神障がい者の地域移行支援の利用者数						
精神障がい者の地域定着支援の利用者数						
精神障がい者の共同生活援助の利用者数						
精神障がい者の自立生活援助の利用者数						

※1 精神保健福祉資料「地域精神保健福祉資源分析データベース」『「厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））精神科医療提供体制の機能強化を推進する政策研究」より』（2018年度630調査）

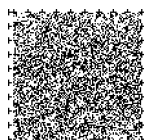


保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数		保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数		保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定



■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行に伴う基盤整備量 (利用者数)	65歳以上 7人 65歳未満 11人 ※令和5年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量		
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2人	2人	2人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	22人	24人	26人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	2人	2人	2人
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	10人 (保健2名、医療2名、福祉2名、介護2名、当事者及び家族2名)	10人 (保健2名、医療2名、福祉2名、介護2名、当事者及び家族2名)	10人 (保健2名、医療2名、福祉2名、介護2名、当事者及び家族2名)
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回





(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

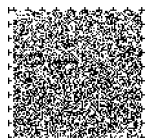
■ 前期計画の進捗状況

【前期目標】 令和2年度末までに圏域で1か所整備				
項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活支援拠点等の整備	有・無	無	無	未整備 (協議中)
＜成果目標＞				
国の基本指針				
項目	現行	改正内容		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討		



■ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実の目標

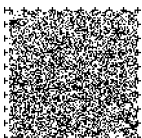
項目		目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	【基準値】 令和2年度末時点の整備数	0か所
	【目標値】 令和5年度末時点の整備数	圏域に1か所
	【目標値】 令和5年度末までの間の、地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討回数	1回/年



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

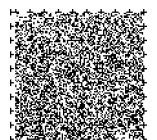
■ 前期計画の進捗状況

【前期目標】 令和2年度の一般就労移行者数：3人（平成28年度実績の1.5倍）				
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
福祉施設から一般就労への移行（一般就労移行者数）	4人	12人	9人	9人
【前期目標】 令和2年度の就労移行支援利用者数：24人（平成28年度実績の1.2倍）				
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
就労移行支援事業利用者数	14人	26人	23人	23人
【前期目標】 就労支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所：100%（1事業所）				
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
就労移行率が3割以上の事業所数	1か所	1か所	0か所	1か所
【参考】 市内事業所数	1か所	2か所	2か所	2か所
【前期目標】 令和元年度及び2年度における就労定着支援1年後の就労定着率：80%				
項目	令和元年度		令和2年度（見込み）	
就労定着支援事業の就労定着率	50%		50%	
＜＜成果目標＞＞				
国の基本指針				
項目	現行		改正内容	
福祉施設から一般就労への移行者数	令和2年度中に平成28年度実績の1.5倍以上		令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上 (就労移行支援事業では1.30倍以上、就労継続支援A型事業では1.26倍以上、就労継続支援B型事業では1.23倍以上)	
就労移行支援事業の利用者数	令和2年度末の利用者数が平成28年度末の利用者数から20%以上増加			
就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上			
就労定着支援事業の利用率			令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち7割が就労定着支援事業を利用	
就労定着支援事業所における就労定着率	就労定着支援事業による1年後の職場定着率を8割以上		就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	



■ 福祉施設から一般就労への移行等の目標値

項 目		数 値		
福祉施設から 一般就労への 移行者数	全体	【基準値】 令和元年度における一般就労への移行者数	9人	
		【目標値】 令和5年度における一般就労への移行者数	12人 1.33倍	
	就労移行支援事業	【基準値】 令和元年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	1人	
		【目標値】 令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	2人 2.0倍	
	就労継続支援A型 事業	【基準値】 令和元年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	5人	
		【目標値】 令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	7人 1.40倍	
	就労継続支援B型 事業	【基準値】 令和元年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	1人	
		【目標値】 令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	2人 2.0倍	
	就労定着支援事業の利用率		【目標値】 令和5年度における一般就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数の割合	7割
	就労定着支援事業所における 就労定着率		【目標値】 令和5年度末の就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者の割合）が8割以上になる就労定着支援事業所の割合	7割



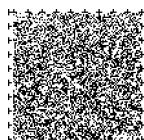
(5) 相談支援体制の充実・強化等

◀成果目標▶		
国の基本指針（新規）		
項目	現行	改正内容
総合的・専門的な相談支援		総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定
地域の相談支援事業者の人材育成の支援		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を設定
地域の相談機関との連携強化の取組の実施		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定



■ 相談支援体制の充実・強化等の目標値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回



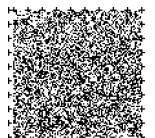
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

＜成果目標＞		
国の基本指針（新規）		
項目	現行	改正内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用		都道府県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数の見込みを設定



■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛知県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有回数	1回	1回	1回



### 3 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

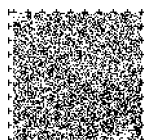
障害福祉サービスなどの必要見込量に際しては、国の基本方針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたり利用量などを勘案し算出しています。

#### (1) 訪問系サービス

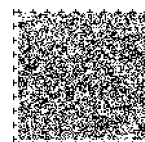
サービス名	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障がいをもつ者に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する者に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。
行動援護	行動障がいのある知的又は精神に障がいのある人で、常に介護を必要とする者に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

#### <利用実績と見込量>

訪問系サービス全体の利用者数実績は、令和2年度においては新型コロナウイルスの影響により利用者数が伸びていないサービスもあり、令和元年度と比べ減少していますが、概ね見込量通りとなっています。利用量については見込量を上回り、年々増加傾向となっています。これらの過去の実績やアンケート調査結果を踏まえ各サービスの利用者数、利用量を増加するものと見込んでいます。



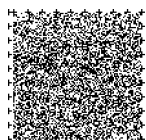
サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数 (人/月)	実 績	98.1	98.8	99.0
		見込量	95.0	100.0	105.0
	利用量 (時間/月)	実 績	1,714.5	1,817.4	1,786.4
		見込量	1,425.0	1,500.0	1,575.0
	事業所数 (か所)	実 績	8	11	14
		見込量	37	37	37
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	実 績	4.5	5.3	2.3
		見込量	7.0	8.0	8.0
	利用量 (時間/月)	実 績	385.3	585.8	504.8
		見込量	563.0	643.0	643.0
	事業所数 (か所)	実 績	8	8	11
		見込量	13	13	13
同行援護	利用者数 (人/月)	実 績	4.2	4.6	2.5
		見込量	4.0	4.0	5.0
	利用量 (時間/月)	実 績	43.8	44.3	16.7
		見込量	52.0	52.0	65.0
	事業所数 (か所)	実 績	5	5	5
		見込量	3	3	3
行動援護	利用者数 (人/月)	実 績	7.6	8.3	6.7
		見込量	6.0	7.0	7.0
	利用量 (時間/月)	実 績	77.2	61.3	62.8
		見込量	36.0	42.0	42.0
	事業所数 (か所)	実 績	2	2	2
		見込量	7	7	7
重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	実 績	0.0	0.0	0.0
		見込量	0.0	0.0	0.0
	利用量 (時間/月)	実 績	0	0	0
		見込量	0	0	0
	事業所数 (か所)	実 績	0	0	0
		見込量	0	0	0



訪問系サービス 合計	利用者数 (人/月)	実績	114.4	117.0	110.5
		見込量	112.0	119.0	125.0
	利用量 (時間/月)	実績	2,220.8	2,508.8	2,370.7
		見込量	2,076.0	2,237.0	2,325.0
	事業所数 (か所)	実績	23	26	32
		見込量	60	60	60



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数 (人/月)	見込量	107.0	116.0	125.0
	利用量 (時間/月)	見込量	2,033.0	2,204.0	2,375.0
	事業所数 (か所)	見込量	15	16	17
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	見込量	7.0	9.0	11.0
	利用量 (時間/月)	見込量	875.0	1125.0	1375.0
	事業所数 (か所)	見込量	12	13	14
同行援護	利用者数 (人/月)	見込量	6.0	8.0	11.0
	利用量 (時間/月)	見込量	66.0	88.0	121.0
	事業所数 (か所)	見込量	6	7	8
行動援護	利用者数 (人/月)	見込量	10.0	13.0	17.0
	利用量 (時間/月)	見込量	100.0	130.0	170.0
	事業所数 (か所)	見込量	3	4	5





重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	見込量	2.0	4.0	7.0
	利用量 (時間/月)	見込量	250.0	500.0	875.0
	事業所数 (か所)	見込量	1	1	1
訪問系サービス 合計	利用者数 (人/月)	見込量	132.0	150.0	171.0
	利用量 (時間/月)	見込量	3,324.0	4,047.0	4,916.0
	事業所数 (か所)	見込量	37	41	45

### <確保の方策>

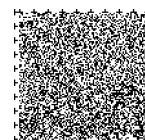
居宅介護（ホームヘルプ）については、サービス利用の増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び資質向上を図るよう働きかけます。

同行援護については、利用者の増加に対応したサービス提供体制の確保に努めます。

重度障害者等包括支援は、現在給付実績はありませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制を整備できるよう努めます。

## (2) 日中活動系サービス

サービス名	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に対し、主に日中に入浴、排せつ、食事などの介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復などの必要がある障がいのある人に、身体的リハビリテーションを行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの必要がある障がいのある人に、日常生活能力を向上するための支援などを行います。
就労移行支援	一般企業への雇用又は在宅就労などが見込まれる障がいのある人であって、就労を希望する人に対し、生産活動などを通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などを行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった人や、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。



就労定着支援	企業・自宅などへの訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
療養介護	医療を要する障がいのある人で、常に介護を必要とする人に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う人の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、障がい者支援施設などに短期間入所し、必要な介護などを行います。障がい者施設でサービスの提供を行う福祉型と病院や診療所でサービスの提供を行う医療型があります。

## ① 生活介護

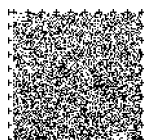
### <利用実績と見込量>

平成30年度及び令和元年度は、利用者数、利用量ともに実績が見込量を上回っています。これらを踏まえ利用者数が増加するものと見込んでいます。また、利用量については、過去の実績や日中活動の場であることを加味し、月に21日利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)
生活介護	利用者数 (人/月)	実 績	87.7	89.5	88.3
		見込量	85.0	87.0	89.0
	利用量 (人日/月)	実 績	1,746.6	1,765.3	1,726.1
		見込量	1,700.0	1,740.0	1,780.0



サービス名	区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	利用者数 (人/月)	見込量	90.0	92.0	95.0
	利用量 (人日/月)	見込量	1,890.0	1,932.0	1,995.0



② 自立訓練（機能訓練）

<利用実績と見込量>

自立訓練（機能訓練）は、標準利用期間が1年半となっており、リハビリテーションなどで機能が回復すると利用を終了します。平成30年度は対象者が少なかったため見込量に達しませんでした。令和元年度及び令和2年度においては、実績と見込量の乖離がほぼありませんが、アンケート調査の結果を加味し、利用者が増加するものと見込んでいます。また、利用量については、過去の実績から1人あたり月に15日利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
	自立訓練（機能訓練）	利用者数 (人/月)	実 績	0.3	1.1
見込量			1.0	1.0	1.0
利用量 (人日/月)		実 績	5.6	13.5	15.1
		見込量	10.0	10.0	10.0



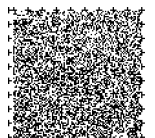
サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	自立訓練（機能訓練）	利用者数 (人/月)	見込量	2.0	4.0
利用量 (人日/月)		見込量	30.0	60.0	90.0

③ 自立訓練（生活訓練）

<利用実績と見込量>

自立訓練（生活訓練）は、標準利用期間（2年）のうちに、日常生活を営むために必要な訓練等を行うものです。実績から今後も利用者数、利用量ともに増加が見込まれるため、利用者数については支給決定者数やアンケート調査結果を加味し見込んでいます。利用量については実績から1人あたり月に12日利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
	自立訓練（生活訓練）	利用者数 (人/月)	実 績	3.8	6.6
見込量			3.0	3.0	3.0
利用量 (人日/月)		実 績	47.9	71.7	57.7
		見込量	54.0	54.0	54.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数 （人/月）	見込量	9.0	11.0	13.0
	利用量 （人日/月）	見込量	108.0	132.0	156.0

#### ④ 就労移行支援

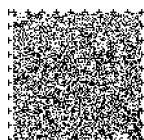
##### <利用実績と見込量>

利用者数、利用量の実績は、いずれも見込量を下回っていますが、年々増加しています。利用者数については、過去の実績の伸び率やアンケート調査結果、さらに標準利用期間を踏まえ増加を見込んでいます。利用量については、過去の実績から1人あたり月に18日利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）
就労移行支援	利用者数 （人/月）	実 績	12.3	12.7	15.8
		見込量	12.0	14.0	16.0
	利用量 （人日/月）	実 績	181.4	198.8	278.4
		見込量	180.0	210.0	240.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数 （人/月）	見込量	18.0	22.0	24.0
	利用量 （人日/月）	見込量	324.0	396.0	432.0



⑤ 就労継続支援（A型）

<利用実績と見込量>

利用者数、利用量の実績は年々増加しており、見込量に近い数値で推移しています。利用者数については、過去の実績の伸び率をもとに見込み、さらにアンケート調査結果を加味し見込んでいます。利用量については、過去の実績から1人あたり月に20日利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)
就労継続支援（A型）	利用者数 (人/月)	実 績	51.7	53.1	59.3
		見込量	55.0	57.0	59.0
	利用量 (人日/月)	実 績	1,024.2	1,032.8	1,186.4
		見込量	1,155.0	1,197.0	1,239.0



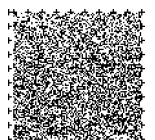
サービス名	区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援（A型）	利用者数 (人/月)	見込量	63.0	67.0	72.0
	利用量 (人日/月)	見込量	1260.0	1340.0	1440.0

⑥ 就労継続支援（B型）

<利用実績と見込量>

利用者数、利用量の実績は、いずれも見込量を上回り、かつ年々増加しています。今後も増加が見込まれるため、利用者数は過去の実績の伸び率をもとに見込んでいます。利用量については、過去の実績から1人あたり月に18日利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)
就労継続支援（B型）	利用者数 (人/月)	実 績	77.7	82.0	91.9
		見込量	75.0	77.0	79.0
	利用量 (人日/月)	実 績	1,357.8	1,418.8	1,599.8
		見込量	1,350.0	1,386.0	1,422.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	利用者数 （人/月）	見込量	98.0	104.0	110.0
	利用量 （人日/月）	見込量	1,764.0	1,872.0	1,980.0

## ⑦ 就労定着支援

## &lt;利用実績と見込量&gt;

平成30年度から始まったサービスです。利用者数の実績は令和元年度、令和2年度において見込量をわずかに上回っていますが、利用量は見込量を下回っています。

アンケート調査結果を踏まえ、利用者数、利用量ともに今後は増加を見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）
就労定着支援	利用者数 （人/月）	実 績	1.0	3.0	1.8
		見込量	1.0	1.0	1.0
	利用量 （人日/月）	実 績	1.0	3.0	1.8
		見込量	10.0	10.0	10.0



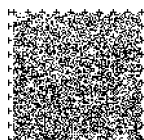
サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数 （人/月）	見込量	3.0	6.0	11.0
	利用量 （人日/月）	見込量	3.0	6.0	11.0

## ⑧ 療養介護

## &lt;利用実績と見込量&gt;

利用者数の実績は、見込量を上回って推移しています。今後は、アンケート調査結果をもとに、増加することを見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）
療養介護	利用者数 （人/月）	実 績	9.7	11.0	10.8
		見込量	9.0	9.0	9.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数 (人/月)	見込量	11.0	12.0	13.0

### ⑨ 短期入所（ショートステイ）

#### <利用実績と見込量>

福祉型、医療型ともに利用者数、利用量の実績は見込量を下回っています。令和3年度以降はアンケート調査結果を加味し、利用者の増加を見込んでいます。利用量については、過去の実績から1人あたり月に7日利用するものとして見込んでいます。

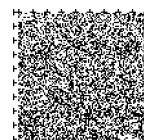
サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
短期入所（福祉型）	利用者数 (人/月)	実 績	30.1	29.3	20.5
		見込量	31.0	32.0	33.0
	利用量 (人日/月)	実 績	196.4	186.5	122.3
		見込量	248.0	256.0	264.0
短期入所（医療型）	利用者数 (人/月)	実 績	3.3	5.8	2.2
		見込量	5.0	6.0	6.0
	利用量 (人日/月)	実 績	10.6	17.6	6.7
		見込量	15.0	18.0	18.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	利用者数 (人/月)	見込量	31.0	38.0	45.0
	利用量 (人日/月)	見込量	217.0	266.0	315.0
短期入所（医療型）	利用者数 (人/月)	見込量	6.0	8.0	13.0
	利用量 (人日/月)	見込量	24.0	32.0	52.0

#### <確保の方策>

就労移行支援については、利用者が増加傾向にあることからハローワーク、尾張中部障害者就業・生活支援センター及び相談支援事業所などとの連携を強化し、障がいのある人の雇用に関する情報提供に努め、就労機会の拡大を図ります。



一般就労を希望する方に対しては、就職に必要とされる能力向上のため、愛知障害者職業センターや愛知障害者職業能力開発校等を活用し、就労につなげます。

就労継続支援（A型・B型）、短期入所（ショートステイ）については、利用者・利用量ともに増加傾向で見込まれることから、障がいの状態や希望にあわせてサービスを選択できるよう、新たな事業所の開設や近隣市町の事業所の利用など広域的な対応により、提供体制の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス

サービス名	実施内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどを利用していただ障がいのある人で一人暮らしを希望する人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	介護を要する障がいのある人に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護などの支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の世話などを行います。

#### ① 自立生活援助

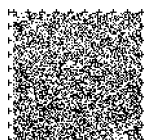
##### <利用実績と見込量>

平成30年4月から始まったサービスです。利用実績はありませんが、アンケート調査結果をもとに利用者数を設定しています。また、引き続き事業所も1か所と見込みます。

サービス名	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
自立生活援助	利用者数 (人/月)	実績	0.0	0.0	0.0
		見込量	1.0	1.0	2.0
	事業所数 (か所)	実績	0	0	0
		見込量	1	1	1



サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	見込量	3.0	7.0	11.0
	事業所数 (か所)	見込量	1	1	1





② 共同生活援助（グループホーム）

<利用実績と見込量>

利用者数の実績は、見込量を上回り、かつ年々増加しています。今後も増加が見込まれるため、利用者数は過去の実績の伸び率をもとに見込んでいます。

サービス名	区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	実 績	36.3	39.0	48.9
		見込量	30.0	32.0	34.0
	事業所数 (か所)	実 績	3	5	5
		見込量	23	25	26



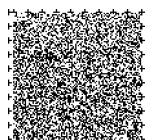
サービス名	区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	見込量	55.0	60.0	65.0
	事業所数 (か所)	見込量	6	7	8

③ 施設入所支援

<利用実績と見込量>

利用者数の実績は、見込量を上回っているものの、年々減少しています。今後も利用者の地域移行等が進むことを見込み、計画期間中は令和 2 年度より微減するものと見込んでいます。

サービス名	区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)
施設入所支援	利用者数 (人/月)	実 績	36.3	35.0	34.3
		見込量	34.0	33.0	31.0
	事業所数 (か所)	実 績	19	20	18
		見込量	20	20	19



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	施設入所支援	利用者数 (人/月)	見込量	34.0	34.0
事業所数 (か所)		見込量	0	0	0

<確保の方策>

共同生活援助（グループホーム）については、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、ニーズを把握し、支援を図ります。

施設入所支援については、地域移行の推進により入所者の減少が見込まれますが、利用希望者やその家族へ対して情報提供を行い、利用しやすい環境を整えます。

(4) 相談支援サービス

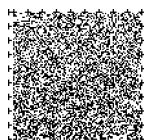
サービス名	実 施 内 容
計画相談支援	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等利用計画が適正かどうかモニタリングを行い検証します。
地域移行支援	福祉施設の入所者及び入院中の精神に障がいのある人に対して、居住の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身で生活している障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において訪問・相談等の支援を行います。

① 計画相談支援

<利用実績と見込量>

利用者数は、令和元年度から見込量を上回り、年々増加しています。また、令和2年度では新型コロナウイルスの影響により、モニタリング等が増加しています。このような状況を踏まえ、各年度10件ずつ増加を見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
	計画相談支援	利用者数 (人/月)	実 績	51.4	61.1
見込量			52.0	54.0	56.0
事業所数 (か所)		実 績	4	4	4
		見込量	52	52	53



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	見込量	70.0	80.0	90.0
	事業所数 (か所)	見込量	4	5	6

## ② 地域移行支援

### <利用実績と見込量>

利用者数の実績は、令和元年度に市内に事業所が1か所整備されたことに伴い、ほぼ見込量に近い数値で推移しています。今後も同様の利用者数を見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
地域移行支援	利用者数 (人/月)	実 績	0.0	0.5	0.5
		見込量	1.0	1.0	1.0
	事業所数 (か所)	実 績	0	1	1
		見込量	1	1	1



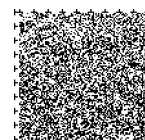
サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	利用者数 (人/月)	見込量	1.0	1.0	1.0
	事業所数 (か所)	見込量	1	1	1

## ③ 地域定着支援

### <利用実績と見込量>

利用者数の実績は、令和元年度に市内に事業所が1か所整備されたことに伴い、令和2年度はほぼ見込量に近い数値で推移すると見込まれます。今後も同様の利用者数を見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
地域定着支援	利用者数 (人/月)	実 績	0.0	0.0	0.8
		見込量	1.0	1.0	1.0
	事業所数 (か所)	実 績	0	0	1
		見込量	1	1	1



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	地域定着支援	利用者数 (人/月)	見込量	1.0	1.0
事業所数 (か所)		見込量	1	1	1

### <確保の方策>

計画相談支援については、利用者の増加やモニタリング回数の増加が見込まれるため、すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、提供事業所の確保を一層促進し、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に努めます。

また、地域移行支援、地域定着支援については、事業を行える指定一般相談支援事業所の認定を受けるよう働きかけます。

## (5) 発達障がい者等に対する支援

サービス名	実 施 内 容
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等による家族スキル向上支援	保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム開催し、家族支援を行います。
ペアレントメンターの養成等	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験した保護者が同じような発達障がいのある子どもを持つ保護者に対して、共感的なサポートを行うペアレントメンターの養成を行います。
ピアサポートの活動の推進	同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の集まる場の提供や集まる場を提供する際の子どもの一時預かりなどを行います。

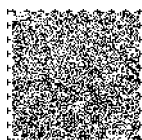
### ① ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等による

#### 家族スキル向上支援

### <利用実績と見込量>

新たな取組となるため、今後3年間でまずは支援体制の構築を目指すことに努め、その上で支援プログラムの開催を検討していけるよう、各年1人と見込んでいます。

サービス名	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等による家族スキル向上支援	支援プログラム等の受講者数 (人)	見込量	1	1	1



## ② ペアレントメンターの養成等

## &lt;利用実績と見込量&gt;

新たな取組となるため、今後3年間でまずは支援体制の構築を目指すことに努め、その上でペアレントメンターの養成について検討していけるよう、各年1人と見込んでいます。

サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントメンターの養成等	ペアレントメンターの人数(人)	見込量	1	1	1

## ③ ピアサポートの活動の推進

## &lt;利用実績と見込量&gt;

新たな取組となるため、今後3年間でまずは支援体制の構築を目指すことに努め、その上でピアサポータの活動を推進していくための方策について検討していけるよう、各年1人と見込んでいます。

サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ピアサポートの活動の推進	ピアサポートの活動への参加人数(人)	見込量	1	1	1

## &lt;確保の方策&gt;

国の基本指針において、「発達障がい者等に対する支援」が活動指標として新たに盛り込まれました。発達障がいがある人等の早期発見・早期支援には、発達障がいがある人やその家族への支援が必要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいがある人やその家族等に対する支援体制の確保に努めます。



## 4 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

障がいのある人が、障害福祉サービスなどを利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活を送ることができるように、多様な支援を効果的・効率的に実施します。

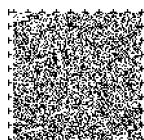
### (1) 必須事業

サービス名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供などの便宜の供与、権利擁護に必要な援助など、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
成年後見利用支援事業	障がいにより判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。
成年後見法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などによる支援を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、円滑に外出することができるよう移動を支援します。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### <実績と見込量>

引き続き、市民に対して「心のバリアフリー」の推進を図るための啓発活動を実施します。



サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績	有	有	有
		見込量	有	有	有



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込量	有	有	有

**<確保の方策>**

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、ヘルプマーク及びヘルプカードの作成・配布等を行い、「心のバリアフリー」の推進を図ります。

**② 自発的活動支援事業**

**<実績と見込量>**

前期計画期間中は、実施できませんでしたが、今後はピアサポートなど、障がい者福祉団体などが行う自発的活動に対し支援します。

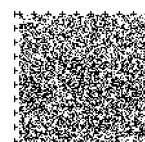
サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
自発的活動支援事業	実施の有無	実績	無	無	無
		見込量	有	有	有



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	見込量	有	有	有

**<確保の方策>**

自発的活動支援事業では、障がいのある人及びその家族、障がい者福祉団体などによる地域における自発的な取組を支援できるよう努めます。



## ③ 相談支援事業

## &lt;利用実績と見込量&gt;

前期計画期間中は、見込量通りとなりました。引き続き障害のある人へ適切な情報提供を行い、サービスの利用促進に努めます。

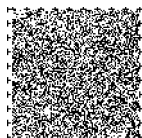
サービス名	区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)
障害者相談支援事業	事業所数 (か所)	実 績	4	4	4
		見込量	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の 有無	実 績	有	有	有
		見込量	有	有	有
障害者支援協議会	設置の 有無	実 績	有	有	有
		見込量	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	実 績	有	有	有
		見込量	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	実 績	無	無	無
		見込量	無	無	無



サービス名	区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業	事業所数 (か所)	見込量	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の 有無	見込量	有	有	有
障害者支援協議会	設置の 有無	見込量	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	見込量	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	見込量	無	無	無

## &lt;確保の方策&gt;

相談支援事業のうち障害者相談支援事業については、障がい者サポートセンター清須（基幹相談支援センター）、尾張中部福祉の杜、愛知県青い鳥医療療育センター、ケアサポートセンター七彩の4か所での実施を継続し、さらなる充実を図ります。





④ 成年後見制度利用支援事業

<利用実績と見込量>

利用者数の実績は、令和2年度で2人となり、見込量を上回りましたが、前期計画期間中と同様の利用者数を見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (人/年)	実績	0	0	2
		見込量	1	1	1



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (人/年)	見込量	1	1	1

<確保の方策>

成年後見制度を利用しやすくするため、社会福祉協議会と連携し、相談支援事業の充実とあわせて、成年後見制度利用支援事業について広報・啓発に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

<利用実績と見込量>

前期計画期間中の実施はありませんが、今後制度の利用促進を図る上でも、令和3年度以降は実施することを見込んでいます。

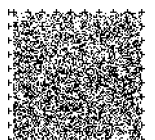
サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実績	無	無	無
		見込量	有	有	有



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込量	有	有	有

<確保の方策>

成年後見制度を必要としている人が安心して利用できるよう、法人後見活動をしている団体への支援体制構築を検討します。



## ⑥ 意思疎通支援事業

## &lt;利用実績と見込量&gt;

派遣事業については、利用者数の実績が見込量を上回り、かつ増加傾向にあるため、今後も増加を見込んでいます。設置事業は現状の2名体制を維持し、聴覚に障がいのある人の社会参加を支援します。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数 (人/年)	実 績	13.0	21.0	17.0
		見込量	7.0	8.0	9.0
手話通訳者設置事業	設置者数 (人/年)	実 績	2.0	2.0	2.0
		見込量	2.0	2.0	2.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数 (人/年)	見込量	22.0	23.0	24.0
手話通訳者設置事業	設置者数 (人/年)	見込量	2.0	2.0	2.0

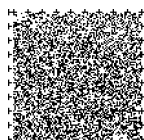
## &lt;確保の方策&gt;

意思疎通支援事業のうち手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、登録者の増員に努め、利用者へ周知を図ります。また、手話通訳者を社会福祉課に引き続き配置し、聴覚に障がいのある人の社会参加を支援します。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

## &lt;利用実績と見込量&gt;

各サービスの実績を加味し、情報・意思疎通支援用具、住宅改修を除くサービスでは、増加を見込んでいます。



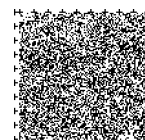
サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
	介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	実績	5	2
見込量			5	6	7
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	実績	4	13	9
		見込量	5	6	7
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	実績	13	7	14
		見込量	7	8	9
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	実績	6	6	5
		見込量	5	6	7
排せつ管理支援用具	利用件数 (件/年)	実績	1,173	1,216	1,226
		見込量	1,138	1,160	1,183
住宅改修費	利用件数 (件/年)	実績	4	6	5
		見込量	6	6	6



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援事業	利用件数 (件/年)	見込量	8	9	10
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	見込量	11	12	13
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	見込量	11	12	13
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	見込量	3	4	5
排せつ管理支援用具	利用件数 (件/年)	見込量	1,220	1,260	1,280
住宅改修費	利用件数 (件/年)	見込量	6	6	6

<確保の方策>

排せつ管理支援用具は今後も増加傾向が見込まれ、他の用具を含めて清須市福祉ガイドブックなどにより利用者への周知を図ります。



⑧ 手話奉仕員養成研修事業

<利用実績と見込量>

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでしたが、今後も需要があることを想定し、前期計画同様の利用者数を見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
手話奉仕員養成研修事業	修了者数 (人/年)	実 績	20	16	0
		見込量	20	20	20



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数 (人/年)	見込量	20	20	20

<確保の方策>

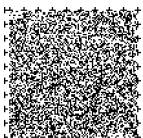
全国で「手話言語法」に関する動きが活発となっており、受講者の拡大を図るため尾張中部福祉圏域内で協力して、手話奉仕員養成講座（入門・基礎・レベルアップ）を開催することにより人材育成に努めます。

⑨ 移動支援事業

<利用実績と見込量>

利用者数の実績は、令和元年度まで横ばいで推移していましたが、過去の実績とアンケート調査結果をもとに増加を見込んでいます。利用量については、実績を加味し、1人あたり1年に60時間利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
移動支援事業	利用者数 (人/年)	実 績	88.0	86.0	65.0
		見込量	75.0	80.0	85.0
	利用量 (時間/年)	実 績	5,079.0	5,498.1	3,327.0
		見込量	3,225.0	3,440.0	3,655.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数 (人/年)	見込量	90.0	97.0	105.0
	利用量 (時間/年)	見込量	5,400.0	5,820.0	6,300.0

<確保の方策>

地域における障がいのある人の自立した生活や社会参加のために、移動支援事業を充実することで、外出が困難な障がいのある人の社会参加のための適切な支援を行います。

⑩ 地域活動支援センター事業

<利用実績と見込量>

利用者数の実績は、見込量を上回り、かつ増加しています。令和3年度以降も微増するものと見込んでいます。

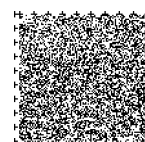
サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
地域活動支援センター 事業	利用者数 (人/年)	実 績	35.0	43.0	40.0
		見込量	32.0	34.0	36.0
	事業所数 (か所)	実 績	2	2	2
		見込量	7	7	7



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター 事業	利用者数 (人/年)	見込量	42.0	44.0	46.0
	事業所数 (か所)	見込量	2	3	3

<確保の方策>

障がいのある人へ創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援するため、地域活動支援センターの事業の拡大・充実に努めます。



(2) 任意事業

サービス名	実施内容
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ることを目的として、訪問入浴サービス事業を実施します。
更生訓練費支給事業	障害者総合支援法に基づく就労移行支援又は自立訓練を利用している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人などの日中における活動の場を提供するとともに家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業を実施します。
生活サポート事業	ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、日常生活に関する支援などを行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体に障がいのある人の社会活動への参加の促進を図ることを目的として、自動車運転免許取得・自動車改造助成事業を実施します。

① 訪問入浴サービス事業

<利用実績と見込量>

利用者数の実績は、年々減少していますが、平成30年度以前の実績も加味し、今後は微増するものと見込んでいます。

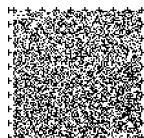
サービス名	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
訪問入浴サービス事業	利用者数 (人/年)	実績	8.0	5.0	5.0
		見込量	7.0	8.0	10.0
	事業所数 (か所)	実績	1	1	1
		見込量	2	2	2



サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用者数 (人/年)	見込量	6.0	7.0	8.0
	事業所数 (か所)	見込量	1	1	1

<確保の方策>

障がいのある人の地域移行促進に伴い、在宅で生活する方の利用増加が見込まれるため、必要なサービス提供体制の確保に努めます。



② 更生訓練費支給事業

<利用実績と見込量>

利用者数の実績は、見込量を上回り、かつ年々増加しているため、今後も増加を見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
更生訓練費支給事業	利用者数 (人/年)	実 績	11.0	15.0	20.0
		見込量	6.0	6.0	6.0
	事業所数 (か所)	実 績	1	2	2
		見込量	6	6	6



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費支給事業	利用者数 (人/年)	見込量	22.0	23.0	24.0
	事業所数 (か所)	見込量	2	3	3

<確保の方策>

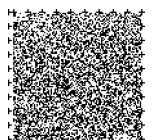
就労移行支援や自立訓練の利用者増加が見込まれるため、利用者へ周知を図るとともに適切な給付に努めます。

③ 日中一時支援事業

<利用実績と見込量>

利用者数の実績は、見込量を上回り、かつ年々増加しているため、今後も増加を見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
日中一時支援事業	利用者数 (人/年)	実 績	149	175	183
		見込量	127.0	130.0	135.0
	事業所数 (か所)	実 績	9	11	11
		見込量	20	20	20



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者数 (人/年)	見込量	190	200	210
	事業所数 (か所)	見込量	12	13	13

### <確保の方策>

日中活動の場を提供することにより、障がいのある人の家族の介護の負担軽減を図ります。そのため、日中一時支援事業におけるサービス提供事業者の確保に努めます。

## ④ 生活サポート事業

### <利用実績と見込量>

平成30年度及び令和2年度の利用者数の実績は、見込量より上回っているため、その実績をもとに令和3年度以降を見込んでいます。

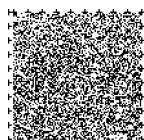
サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
生活サポート事業	利用者数 (人/年)	実 績	2.0	0.0	2.0
		見込量	1.0	1.0	1.0
	事業所数 (か所)	実 績	3	3	3
		見込量	1	1	1



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活サポート事業	利用者数 (人/年)	見込量	2.0	2.0	2.0
	事業所数 (か所)	見込量	3	3	3

### <確保の方策>

ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、障がいのある人の日常生活を支援するため、必要なサービス量を確保します。





## ⑤ 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

## &lt;利用実績と見込量&gt;

利用者数の実績は、ほぼ見込量通りとなっているため、令和3年度以降も同様の利用者数を見込んでいます。

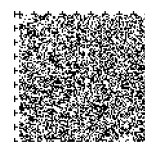
サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	利用者数 (人/年)	実 績	3.0	4.0	4.0
		見込量	4.0	4.0	4.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	利用者数 (人/年)	見込量	4.0	4.0	4.0

## &lt;確保の方策&gt;

身体に障がいのある人の社会活動への参加の促進を図るため、自動車運転免許取得や自動車改造の費用を助成します。





# 第5章

---

## 第2期清須市障害児福祉計画 の施策の展開





## 第5章 第2期清須市障害児福祉計画の施策の展開

### 1 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図っていきます。

#### ① 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がいのある児童及びその家族に対する支援について、障がいのある児童の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を図ります。

#### ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の保育、母子保健や小児慢性特定疾病等の保健医療、教育、就労支援等の関係機関との緊密な連携を図ります。

#### ③ 地域社会への参加・包容の推進

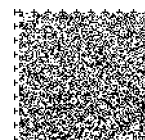
保育所等訪問支援を活用し、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

#### ④ 特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備

重症心身障がい児及び医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童、虐待を受けた障がいのある児童に対し、支援体制の整備を図ります。

#### ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援の質の確保及び向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。



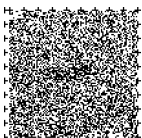
## 2 令和5年度の成果目標

令和5年度の成果目標については、国の基本指針及び前期計画の進捗状況を踏まえて設定しました。

### (1) 障害児支援の提供体制の整備等

#### ■ 前期計画の進捗状況

【前期目標】令和2年度末までに、圏域で1か所整備				
項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援センターの整備	有・無	無	無	未整備 (協議中)
【前期目標】令和2年度末までに、保育所等訪問支援体制の構築及び充実				
項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援の利用体制の構築	有・無	有	有	有
【前期目標】令和2年度末までに、圏域で1か所整備				
項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	有・無	有	有	有
【前期目標】平成30年度末までに、圏域で設置				
項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有・無	有	有	有
【前期目標】各年1人配置				
項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児コーディネーターの配置人数		2人	3人	4人
≪成果目標≫				
国の基本指針				
項目	現行	改正内容		
児童発達支援センターの整備	令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置		
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築	令和2年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	令和5年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置		

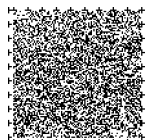


主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置	令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置



■ 障害児支援の提供体制の整備等の目標値

項 目		数 値	
児童発達支援センターの整備	令和元年度末時点の整備か所数	0か所	
	【目標値】 令和5年度末までの整備か所数	圏域に1か所	
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築	令和元年度末時点の整備か所数	1か所	
	【目標値】 令和5年度末までの整備か所数	1か所	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	令和元年度末時点の整備か所数	1か所	
	【目標値】 令和5年度末までの整備か所数	1か所	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	令和元年度末時点の整備か所数	1か所	
	【目標値】 令和5年度末までの整備か所数	1か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和元年度末時点の協議の場の数	1か所
		【目標値】 令和5年度末までの協議の場の数	1か所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和元年度末時点の配置数	3名
		【目標値】 令和5年度末までの配置数	6名



### 3 障害児支援事業の見込量と確保の方策

子ども・子育て支援法などに基づく、「子ども・子育て支援事業計画」との緊密な連携を図るとともに、教育・保育などの利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援などの専門的な支援に取り組みます。

障がいのある児童に対しては、できるだけ早期に専門的な支援を行うことが、子どもの育ちのために重要です。特に発達障がいについては、知的な障がいを伴わない場合、健康診査だけでは発見が難しく、家庭や保育、教育の現場などの日常生活の場において、初めて気づかれることが多くあり、この段階で適切な支援につなげていきます。

母子通園施設たんぽぽ園では、地域の身近な療育の場として、機能の充実を図るため、療育指導員の質の向上に努めます。

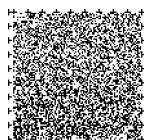
#### (1) 障害児通所支援

サービス名	実施内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のために、専門的な支援その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

#### ① 児童発達支援

##### <利用実績と見込量>

利用者数及び利用量の実績は、いずれも見込量を下回り、かつ横ばいで推移しています。今後は過去の実績の伸び率とアンケート調査結果を加味し、利用者の増加を見込んでいます。また、利用量は過去の実績から、1人あたり月10日利用するものとして見込んでいます。





サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
児童発達支援	利用者数 (人/月)	実 績	41.4	39.0	39.9
		見込量	50.0	55.0	60.0
	利用量 (人日/月)	実 績	417.8	387.4	380.8
		見込量	400.0	440.0	480.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込量	43.0	46.0	50.0
	利用量 (人日/月)	見込量	430.0	460.0	500.0

### <確保の方策>

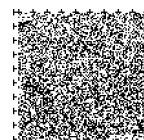
子どもの発達のためには、保健・医療・福祉・教育の関係機関による、途切れのない支援が必要です。発達障がいのある児童については、早期発見、早期療育が重要であるため、愛知県青い鳥医療療育センター、医療機関や保健センターなどと連携し、児童発達支援における早期療育の実施につながるよう支援します。

## ② 放課後等デイサービス

### <利用実績と見込量>

利用者数の実績は、見込量を上回り、かつ年々増加しています。それに伴い利用量も増加しています。前期計画期間中の各年度実績の伸び率等を勘案し、令和3年度以降も増加を見込んでいます。また、利用量については、過去の実績から、1人あたり月13日利用するものとして見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	実 績	127.4	144.1	145.1
		見込量	113.0	125.0	138.0
	利用量 (人日/月)	実 績	1,558.7	1,737.0	1,844.1
		見込量	1,469.0	1,625.0	1,794.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	見込量	160.0	177.0	196.0
	利用量 (人日/月)	見込量	2,080.0	2,301.0	2,548.0

### <確保の方策>

放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練などを実施し、放課後等デイサービスによる障がいのある児童の放課後等の居場所の確保を図ります。

また、利用者が増加傾向にあるためサービス提供体制の確保に努めます。

### ③ 保育所等訪問支援

#### <利用実績と見込量>

利用者数の実績は、見込量を下回って推移しています。アンケート調査の利用意向と事業所数を踏まえ、令和3年度以降を見込んでいます。

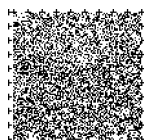
サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	実 績	0.1	0.7	0.6
		見込量	1.0	1.0	1.0
	利用量 (人日/月)	実 績	0.1	0.7	0.7
		見込量	1.0	1.0	1.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	見込量	3.0	3.0	3.0
	利用量 (人日/月)	見込量	3.0	3.0	3.0

### <確保の方策>

保育所等での集団生活が困難な障がいのある児童に対し、安定的に通園・通学などができるようサービス提供体制の確保に努めます。



④ 医療型児童発達支援

<利用実績と見込量>

利用者数の実績は、平成30年度では見込量を上回っていますが、その後は減少し、見込量を下回っています。それに伴い、利用量も減少しています。見込量については、アンケート調査結果をもとに令和3年度以降を見込んでいます。

サービス名	区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	実 績	3.3	1.4	0.8
		見込量	2.0	2.0	2.0
	利用量 (人日/月)	実 績	17.3	9.3	3.2
		見込量	14.0	14.0	14.0



サービス名	区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込量	3.0	3.0	3.0
	利用量 (人日/月)	見込量	21.0	21.0	21.0

<確保の方策>

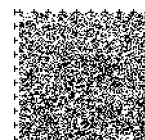
医療行為が必要な障がいのある児童に対し、療育の支援を行っていきます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

<利用実績と見込量>

前期計画期間中の利用者はいませんでしたが、アンケート調査結果から令和3年度以降の利用者数、利用量の増加を見込んでいます。

サービス名	区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	実 績	0.0	0.0	0.0
		見込量	1.0	1.0	1.0
	利用量 (人日/月)	実 績	0.0	0.0	0.0
		見込量	7.0	7.0	7.0



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込量	1.0	2.0
利用量 (人日/月)		見込量	7.0	14.0	21.0

<確保の方策>

重度の障がいがある児童に、外出できなくても自宅で発達支援が受けられるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 障害児入所支援

サービス名	実 施 内 容
福祉型児童入所支援	障害児入所施設に入所などをする障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型児童入所支援	障害児入所施設又は指定医療機関に入所などをする障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

※県による事業のため、実績及び見込量の設定は行いません。

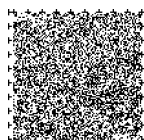
(3) 障害児相談支援

サービス名	実 施 内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある児童に対し、障害児支援利用計画書の作成やサービス事業者などとの連絡調整などの支援を行います。

<利用実績と見込量>

利用者数の実績は、見込量を上回り、かつ増加傾向となっています。前期計画期間中の各年度実績の伸び率等を勘案し、令和3年度以降も増加を見込んでいます。

サービス名	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
	障害児相談支援	利用者数 (人/月)	実 績	38.6	39.6
見込量			35.0	39.0	43.0
事業所数 (か所)		実 績	4	4	4
		見込量	14	14	15



サービス名	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	見込量	43.0	47.0	51.0
	事業所数 (か所)	見込量	4	5	6

<確保の方策>

障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービスの確保を図ります。

(4) 子ども・子育て支援事業

サービス名	実 施 内 容
子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援の利用を希望する障がいのある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がいのある児童の受け入れの体制整備を行うものとしてします。

① 保育所

<利用実績と見込量>

各園の受け入れ体制を勘案し、令和3年度から5年度までの定量的な見込量を設定します。保育園については、各園3人と見込みます。

サービス名	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量（人）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	12	36	36	36
認定こども園	3	5	5	5
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	5	10	10	10





# 第6章

---

## 計画の推進体制







## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進にあたって

#### (1) 相談支援の提供体制の確保

障がいのある人が地域生活を送る上で、いつでも気軽に相談ができ、適切な情報提供や支援を受けることができる体制は不可欠です。

そのため基幹相談支援センターである「障がい者サポートセンター清須」の機能強化を図ります。今までの相談支援事業に加え、地域における相談支援の中核的な役割を担い、指導・助言、人材の育成を行うことにより、地域の相談支援体制の連携に取り組みます。

さらに、今後も支援を必要とする障がいのある人や引きこもりの人、医療費助成の対象が拡大される予定の難病患者などに対する相談支援の実施も課題となっています。引き続き、相談支援事業の普及啓発を図るとともに、基幹相談支援センターとしてのネットワーク並びにスーパーバイズ機能などを強化していきます。

また、在宅の障がいのある人や、その保護者などに対し、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員による相談などニーズに応じた相談体制の構築に努めていきます。

#### (2) サービス事業者の参入促進のため情報提供

国の法律や制度の動向を踏まえて、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの各種サービスを行う意向のある事業者や企業の把握と、情報提供の強化により、さらに多様なサービス供給主体の参入促進を進めていきます。

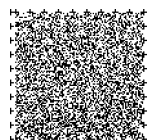
#### (3) 支給決定における公正・公平性の確保

支援の必要性に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化に努めます。

#### (4) サービス利用の支援と権利の保障

障がいのある人が、自らの選択により必要なサービスを利用しながら安心して日常生活を送ることができるよう、市広報やホームページ、窓口においては「ガイドブック」、「障害福祉サービス事業所マップ」などを有効的に活用し、制度やサービス内容、サービス提供事業所などの情報提供に努めます。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発・広報活動も充実させ、障がいのある人に対する差別や虐待防止など、障がいのある人の権利擁護のための取組と支援を行います。



## (5) 障がいのある人などに対する虐待の防止に関する考え方

障害者虐待防止法を踏まえ、引き続き、障害者虐待防止センター（社会福祉課内）を中心とした関係機関などにより構成されるネットワークを活用し、障がいのある人などに対する虐待の未然防止など、虐待防止に向けた取組を進めます。

また、指定障害福祉サービス事業者などに対しても、障がいのある人の権利利益の擁護に向けた取組を進めます。

## (6) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援についての考え方

退院が可能な精神障害者の地域生活への移行を促進するため、引き続き、障害者総合支援法に基づく「地域移行支援」及び「地域定着支援」などのサービスの実施に努めます。

また、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正に伴い、精神科病院に設置された「退院後生活環境相談員」、「医療保護入院者退院支援委員会」などとの連携を図り、地域生活への移行支援を進めます。

## (7) 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、国、県及び市社会福祉協議会との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がいのある人が尊厳を保ちながら、身近な地域でいきいきと日常生活や社会活動ができるよう支援体制の推進を図ります。

## 2 計画の推進体制の整備

### (1) 庁内における推進体制の充実

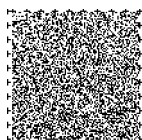
社会福祉課を中心にして関係各課との連携を進め、他の計画も含めて、総合的かつ計画的な実施に努めます。

### (2) 地域ネットワークの強化

本計画を推進するにあたり、愛知県、市社会福祉協議会などの関連機関や、身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、障がい者団体や民間事業者などと連携を図り、効果的な計画の実施に努めます。

### (3) 清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）の充実

清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）を開催し、地域における障がいのある人への支援体制に関する現状、課題について情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。



#### (4) 名古屋・尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の役割

平成20年2月19日に北名古屋市、清須市、豊山町、春日町（平成21年10月1日清須市と合併）2市2町により、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会が設立されました。

障害者支援協議会、相談支援事業所をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす協議の場となっており、次の役割を担っています。

1. 福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
2. 困難事例の対応策に関すること。
3. 地域の社会資源の開発に向けた協議に関すること。
4. 市町の障害福祉計画に関すること。
5. その他、市町が必要と認める事項に関すること。

これらの項目について協議するため、当協議会には、医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障がい者団体、民生委員・児童委員、保健所、学校、行政等の代表者が参加しています。

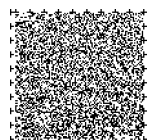
また、当協議会に運営会議を設置しており、行政、相談支援事業所、関係機関の実務担当者が集まり、より身近な観点からの、圏域における障がい者を有する人の実情、希望や要望、状況等を把握し、目的達成のため、意見や提案等の協議を行っています。

さらに、専門的に協議する場として、圏域部会（相談支援、日中活動系事業所、訪問系事業所、児童）と市町個別の事項を協議する市町部会を設置し、必要に応じて開催しています。

そのほか、当協議会の活動を広く周知するため、発刊誌として「地域の風・絆」を毎月発行しています。

平成30年度からの愛知県地域保健医療計画においては、地域医療構想（平成28年10月策定）における構想区域と2次医療圏を一致させる観点等から、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合し、「名古屋・尾張中部医療圏」としているため、障害保健福祉圏域においても、両圏域を統合し「名古屋・尾張中部障害保健福祉圏域」としています。

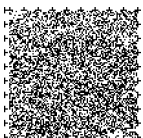
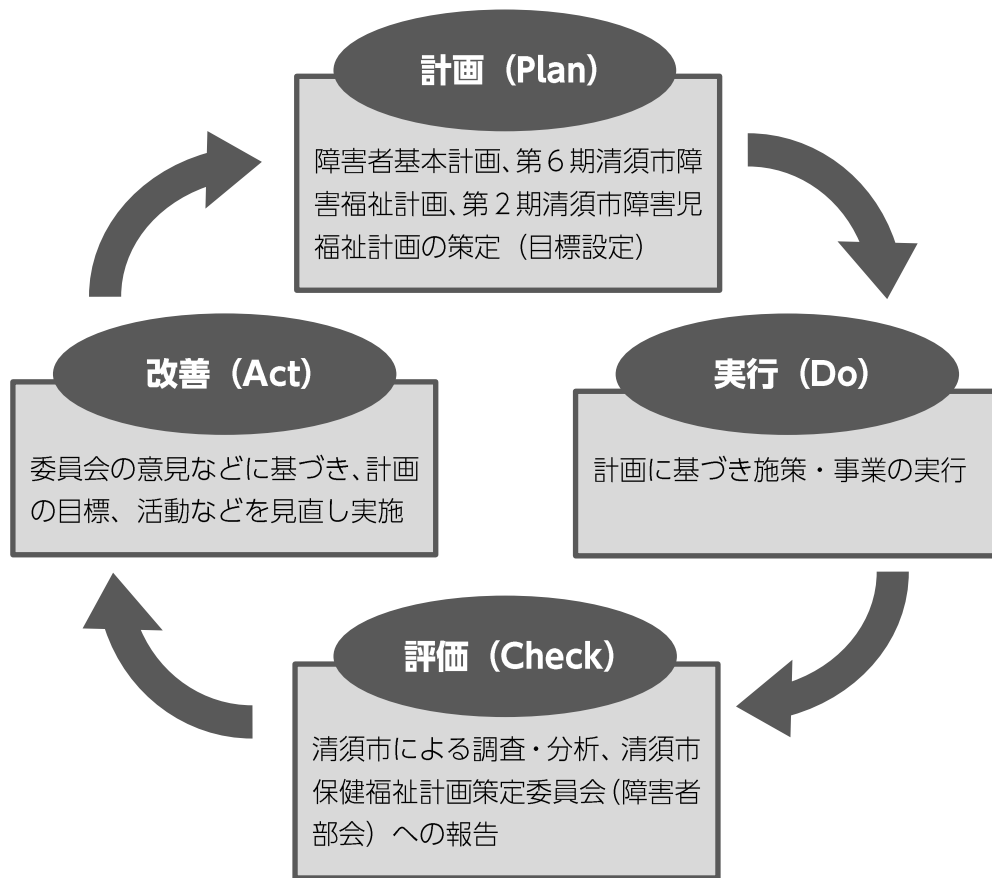
ただし、これまで別の圏域として、それぞれの圏域単位で事業・取組を進めているとともに障害福祉サービスの実施主体としてそれぞれの市町の実情に応じて障害福祉施策を展開しているため、こうした従前の仕組みを維持・継続することとします。



### 3 計画の達成状況の点検・評価

「障害者基本計画」に掲げた計画の数値目標や各施策の取組実績及び「第6期清須市障害福祉計画」に掲げた障害福祉サービスや地域生活支援事業の実績等並びに「第2期清須市障害児福祉計画」に掲げた障がい児支援の提供体制などについて、調査分析・評価などを行い、その結果を清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）に報告し、意見聴取をするものとします。

#### ■ 計画の点検・評価（PDCAサイクル）



---

# 資料編





## 資料編

## 1 計画策定の経緯

日程	内容
令和2年 6月25日	第1回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会） 1 委員紹介 2 役員選出 3 議事 (1) 会議の公開について (2) 第5期清須市障害福祉計画・第1期清須市障害児福祉計画の進捗状況について (3) 第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画策定の考え方について
令和2年 7月14日から 7月28日まで	第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画策定のためのアンケート調査実施 ・手帳所持者等 3,112人 ・調査方法 郵送による配布・回収
令和2年 8月20日から 9月4日まで	ヒアリング調査の実施 ・障がい者関係の5団体を対象に職務・活動を行う上での現状や課題、障害福祉施策等について調査 ・調査方法 書面によるヒアリング
令和2年 9月30日	第2回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会） 1 議事 (1) アンケート調査の結果について (2) 関係団体ヒアリングの結果について (3) 第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画骨子案について
令和2年 12月23日	第3回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会） 1 議事 (1) 第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画素案について
令和3年 1月5日から 2月4日まで	パブリックコメント実施
令和3年 3月1日	第4回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会） 1 議事 (1) 第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画案について



## 2 清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱・名簿

### (1) 清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成17年7月7日告示第21号

改正

平成18年6月29日告示第34号

平成29年3月31日告示第15号

令和2年4月1日告示第41号

清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清須市における福祉行政を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定及び計画の見直しをするため、清須市保健福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(計画の種類)

第2条 委員会が策定及び見直しをする計画の種類は、次に掲げる計画とする。

- (1) 障害者に関する計画
- (2) 保健福祉に関する計画

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民の代表者
- (4) 医師
- (5) 歯科医師
- (6) 薬剤師

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

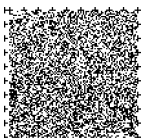
(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その事務を代行する。





(部会)

第6条 委員長は、委員会に必要な応じて部会を設けることができる。

- 2 部会に部会長及び副部会長を1人置く。
- 3 部会長は、委員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その事務を代行する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、社会福祉課が行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年7月7日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日告示第34号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第15号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

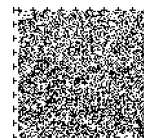
附 則 (令和2年4月1日告示第41号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

## (2) 清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）委員名簿

職名	氏名	役職	備考
委員長	時 田 榮 一	社会福祉協議会会長	3条1号 福祉団体代表
委員	太 田 良 治	心身障害者福祉協会副会長	3条1号 福祉団体代表
委員	田 中 亜 希	心身障害者福祉協会理事	3条1号 福祉団体代表
委員	渡 辺 玲 子	手をつなぐ親の会会長	3条1号 福祉団体代表
委員	高 橋 謙 治	民生委員児童委員連絡協議会副会長	3条1号 福祉団体代表
委員	伊 藤 葉 子	中京大学准教授	3条2号 学識経験者
委員	石 原 直 子	女性の会副会長	3条3号 住民代表
委員	加 藤 裕	医師会会長	3条4号
委員	近 藤 浩 幸	歯科医師会代表	3条5号
副委員長	山 口 富 美 代	薬剤師会代表	3条6号
オブザーバー	山 村 浩 二	清須保健所健康支援課長	

※備考欄については、清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱第3条各号（敬称略）



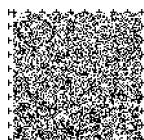
### 3 パブリックコメントの結果

#### (1) 実施期間

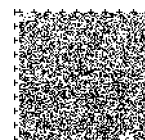
令和3年1月5日（火）～令和3年2月4日（木）

#### (2) 意見一覧（全8件）

	意見の概要	市の考え方
1	<p><b>アンケート調査について</b></p> <p>アンケート調査は約半数の方からの回答しかありませんでした。障がいのある人が意見を出せる大切な機会なので、回答率を上げるためにも、個別通知等を検討して欲しい。</p>	<p>次回アンケート調査を行う際には、回答率向上に寄与するよう、窓口での周知や、市内障がい者関係団体や障害福祉サービス等事業所へ周知などに取り組みます。</p>
2	<p><b>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて</b></p> <p>地域包括ケアシステムの構築について、令和2年度は「協議中」となっているため、ぜひ、整備して欲しい。</p>	<p>地域包括ケアシステムにつきましては、尾張中部福祉圏域（清須市、北名古屋市、豊山町）で構築できるよう引き続き協議をしています。</p> <p>今後も地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を続けてまいります。</p>
3	<p><b>ホームヘルパーの確保等について</b></p> <p>医療に精通したホームヘルパーの確保と研修に力を入れて欲しい。</p>	<p>ホームヘルパーになるためには、主に都道府県知事が指定した民間の養成研修機関にて講習を受講する必要があります。また、研修につきましても民間の養成研修機関や都道府県等が主体となって開催しております。</p> <p>これまでも講習の案内があった場合などは、市内関係事業所へ周知をしており、今後もホームヘルパーの質向上のため、引き続き周知してまいります。</p>
4	<p><b>短期入所について</b></p> <p>市内に短期入所を行う事業所が欲しい。</p>	<p>現在、市内には短期入所を行っている事業所はありません。</p> <p>今後は、市内にあるグループホームの事業所に対し、短期入所も事業展開していただけるよう、働きかけを行っていきたいと考えています。</p> <p>また、令和3年度には、北名古屋市と豊山町とともに計画し、西春日井福祉会が運営する日中サービス支援型のグループホームが、北名古屋市内に開所される予定です。そのグループホームでは、緊急時受入れ対応が可能な短期入所を併設することとなっています。</p>



	意見の概要	市の考え方
5	<p><b>児童発達支援センターについて</b></p> <p>児童発達支援センターを圏域に1つではなく、市内に整備して欲しい。</p>	<p>児童発達支援センターにつきましては、尾張中部福祉圏域内で1か所整備する方向で検討を続けています。</p> <p>今後も圏域内で1か所整備する方向で検討するとともに、市内の児童発達支援の事業所を中心に、児童発達支援センターも事業展開していただけるよう働きかけを行っていきたいと考えています。</p>
6	<p><b>防災について</b></p> <p>障がいのある人に配慮した「防災」についての市民講座等を開催して欲しい。</p>	<p>行政出前講座をご活用ください。</p>
7	<p><b>在宅医療従事者の現状について</b></p> <p>コロナ禍においては、通院を控える人が多く、在宅医療の必要性が高まっています。清須市の在宅医療従事者の現状を教えてください。</p>	<p>市内で在宅医療を提供する医療機関は把握しておりますが、市内の在宅医療従事者については把握しておりません。</p>
8	<p><b>民生委員について</b></p> <p>民生委員からの「声かけ」の頻度を増やして欲しい。</p>	<p>ご意見として、民生委員の方へお伝えします。</p>



## 4 用語解説

### A～Z

---

#### ○ADHD (Attention Deficit-Hyperactivity Disorder : 注意欠陥・多動性障がい)

知能はほぼ正常ないし正常以上であるが、種々の程度の学習や行動の異常があり、中枢神経機能の偏りを伴うもの。この中枢神経機能の偏りにより、認知、概念化、言語、記銘、注意の集中、衝動の抑制、運動機能の障がいのいくつかが重複してみられるもの。

#### ○LD (Learning Disability : 学習障がい)

基本的に全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障害。学習障がいは、中枢神経に何らかの機能障がいがあると推定される。その障がいに起因する学習上の特異な困難は、主として学齢期に顕著化するが、学齢期を過ぎるまで明らかにならないこともある。

#### ○NPO (Non-Profit Organization)

民間非営利組織。環境、福祉、国際交流などに関する目的で広範囲にわたり様々な活動を行っている非営利の民間組織。

### あ行

---

#### ○アクセシビリティ

情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、特に障がいのある人や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

#### ○インターネット

世界中のコンピュータと文字、映像、音声等を使った多様な情報を自由に通信することを可能とする世界規模の情報通信網。

#### ○医療的ケア児

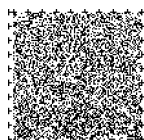
人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の生活支援が日常的に必要な子ども。

### か行

---

#### ○介護給付

障害者総合支援法による事業体系の区分のひとつで、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動支援、重度障がい者等包括支援といった訪問系サービスのほか、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援がこれに含まれる。



### ○居住サポート事業（住宅入居等支援事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業。障害者総合支援法による地域生活支援事業の中の相談支援事業に含まれる。

### ○グループホーム（共同生活援助）

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を営む住居であって、相談その他日常生活の援助を行う。

### ○訓練等給付

障害者総合支援法による事業体系の区分のひとつで、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）がこれに含まれる。

### ○ケースワーク

個別援助技術。ケースワークにおいては、生活上の問題を抱えた人を個別的に援助するが、その人の主体性を尊重し、本人が問題を解決できるように側面から支援する。

## さ行

### ○児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行い、また、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言をあわせて行う等、地域の中核的な療育支援施設。

### ○自立支援協議会

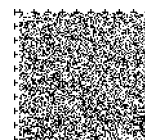
相談支援体制やネットワークを構築し、相談支援事業を円滑に実施するため、市町村が単独又は広域で設置する、地域の関係機関・団体などからなる協議会。

### 手話言語法

手話を言語として認めることを求める法律案。この法律案は、手話を日本語と同等の言語として認知し、ろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して生活を営み手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話の獲得、習得及び仕様に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としている。

### 身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づき、身体に障がいのある人の福祉の増進を図るため、その相談に応じるとともに、必要な援助を行う相談員。



### ○身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの、身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、ぼうこう又は直腸、省庁、免疫機能）に分けられる。

### ○スーパーバイズ

スーパーバイザー（熟練のケースワーカー）により、スーパーバイジー（経験の浅いワーカー）に対して行う、カウンセリング等の教育訓練。

### ○精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障がいのある人の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認定を受けなければならない。

### ○成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

## た行

---

### ○知的障害者相談員

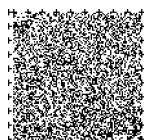
知的障害者福祉法に基づき、知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がいのある人やその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う。

### ○統合保育

子どもを取り巻くすべての環境の中で、障がいのある幼児と健常の幼児がともに生活し、時間と空間を共有し、相互に影響しながらともに歩んでいく保育。

### ○特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。



## な行

---

### ○難病

原因不明、治療法未確定、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担が大きいとされている疾病。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

### ○日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な知的・精神障がいがある人や高齢者等に対し、社会福祉協議会が各種福祉サービスの利用援助、日常生活の各種手続きや金銭管理等を行う事業。

### ○ネットワーク

網目状の構造とそれを維持するための機能のことであり、社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で用いられることが多い。

## は行

---

### ○発達障がい

一般的に、乳幼児から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じる心身の障害を指す概念。一般的には、知的障がいを伴わない軽度発達障がいだけを指す場合が多い。代表的なものには、精神発達遅滞、広汎性発達障がい（自閉症・アスペルガー症候群など）、特異的発達障がい（学習障がい（LD）、運動能力障がい）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）などがある。

### ○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。障がいのある人の社会参加を困難にするバリアには、建物などの物理的なもの、意識上のもの、制度的なものがある。

### ○ピアサポート

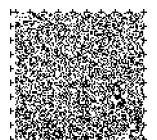
障がいのある人が地域での生活に馴染むことができるよう、同じような立場の人による様々なアドバイスをを行い、必要な支援を行うこと。

### ○福祉ホーム

住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援するための事業。障害者総合支援法による地域生活支援事業の中の任意事業に含まれる。

### ○ホームページ

インターネットを通じて様々な情報が蓄積・提供されており、その一つ一つがWEBサイトと呼ばれるもので、ホームページはその窓口となるトップページを指す。一般には、WEBサイトやWEBページと同義語として用いられている。



### ○母子通園施設

心身障がい児とその保護者に対し、通園による集団療育の場を与え、心身障がい児の自主性と社会性を高めることにより、日常生活への適応能力の増進を図る施設。

## や行

---

### ○ユニバーサルデザイン

施設や道具、仕組みなどが、すべての人にとって利用・享受できる仕様・デザインとなっていること。

### ○要約筆記

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速く、すべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

## ら行

---

### ○ライフステージ

人生の各段階。幼少期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分けられる。

### ○リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がいのある人の自立と社会参加を目指す障がい者施策の理念。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障がいのある人の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的推進が肝要である。

### ○療育

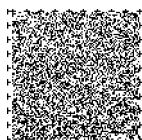
障がいのある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

### ○療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判定された人に対して交付される手帳。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度、C判定が軽度となっている。

### ○臨床心理士

カウンセリングや諸種の心理療法などを担当する専門職。





---

**第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画**

発行日 令和3年3月

発行者 清須市 健康福祉部 社会福祉課

住所 〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地

連絡先 TEL：052-400-2911（代表）

FAX：052-400-2963

---

